

# 西毛地域森林計画書

(西毛森林計画区)

計画期間 { 自 令和2年4月1日 }  
          { 至 令和12年3月31日 }

群馬県



# 目 次

## I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	1-1
	(1) 自然的背景	
	(2) 社会経済的背景	
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	1-5
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	1-6

## II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1-7
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1-8
	1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
	2 その他必要な事項	
第3	森林の整備に関する事項	
	1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）	1-12
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
	2 造林に関する事項	1-15
	(1) 人工造林に関する指針	
	(2) 天然更新に関する指針	
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
	(4) その他必要な事項	
	3 間伐及び保育に関する事項	1-19
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
	(2) 保育の標準的な方針に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
	4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	1-21
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	
	(3) その他必要な事項	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項――	1-24
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
	(6) その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項――	1-26
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
	(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
	(6) その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項――	1-29
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項――	1-31
	(1) 保安林の整備に関する方針	
	(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
	(3) 治山事業の実施に関する方針	
	(4) 特定保安林の整備に関する事項	
	(5) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項――	1-33
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
	(2) その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項――	1-34
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
	(3) 林野火災の予防の方針	

(4)  その他必要な事項	
第5  保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項――	1-35
(1)  保健機能森林の区域の基準	
(2)  その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6  計画量等――	1-36
1  間伐立木材積その他の伐採立木材積	
2  間伐面積	
3  人工造林及び天然更新別の造林面積	
4  林道の開設及び拡張に関する計画	
5  保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1)  保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)  保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)  実施すべき治山事業の数量	
6  要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	
第7  その他必要な事項――	1-50
1  保安林その他制限林の施業方法	
2  その他必要な事項	

(附) 参考資料

1  森林計画区の概況――	2-1
(1)  市町村別土地面積及び森林面積	
(2)  地況	
(3)  土地利用の現況	
(4)  産業別生産額	
(5)  産業別就業者数	
2  森林の現況――	2-5
(1)  齢級別森林資源表	
(2)  制限林普通林別森林資源表	
(3)  市町村別森林資源表	
(4)  所有形態別森林資源表	
(5)  制限林の種類別面積	
(6)  樹種別面積・材積表	
(7)  特定保安林の指定状況	
(8)  荒廃地等の面積	
(9)  森林の被害	
3  林業の動向――	2-21
(1)  保有山林規模別林家数	

	(2)	森林経営計画の認定状況	
	(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	
	(4)	森林組合及び生産森林組合の現状	
	(5)	林業事業体等の現況	
	(6)	林業労働力の概況	
	(7)	林業機械化の概況	
	(8)	作業路網等の整備の概況	
	(9)	その他	
4		前期計画の実行状況（過去5年間）	2-30
	(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
	(2)	間伐面積	
	(3)	人工造林・天然更新別面積	
	(4)	林道の開設及び拡張の数量	
	(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
		ア 保安林の種類別面積	
		イ 保安施設地区の面積	
		ウ 治山事業の数量	
	(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	
5		林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）	2-32
	(1)	森林より森林以外への異動	
	(2)	森林以外より森林への異動	
6		森林資源の推移	2-33
	(1)	分期別伐採立木材積等	
	(2)	分期別期首資源表	
7		その他	2-35
	(1)	年度別森林資源表（累計）	

本書表中の表記について

- ① 「0」は端数処理（四捨五入）の結果、単位に満たないものである。
- ② 「-」は該当がないものである。
- ③ 端数処理（四捨五入）により、総数欄・計欄の数値と内訳の合計は一致しない場合がある。

# I 計画の大綱

本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき、全国森林計画に則して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立した地域森林計画です。この計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日の10年間です。

## 1 森林計画区の概況

西毛森林計画区は、地域の特性から神流川地域、鎗川地域、碓氷川・烏川地域の3地域に分けられます。

神流川地域は藤岡市・多野郡（1町1村）、鎗川地域は富岡市・甘楽郡（2町1村）、碓氷川・烏川地域は、安中市、高崎市からなり、計画区全体では、4市3町2村となっています。

### （1）自然的背景

#### ア 地勢

本計画区は、県の南西部に位置し、南は埼玉県、西は長野県に接しており、総面積は170,088haで、県総面積の27%を占めています。

計画区の東端は関東平野の一角となっており、西部は関東山地の急峻な山岳地帯となっています。

神流川地域、鎗川地域においては、東部は丘陵地帯とそれに囲まれた平坦地ですが、西部に向かって標高が高まり、県境では三国山（標高1,834m）から分岐して走る急峻な山脈が連なっています。

また、碓氷川・烏川地域においては、北部から西部は、榛名山（1,449m）、浅間隠山（1,757m）、妙義山（1,104m）等からなる山岳地帯となっていますが、南東部には関東平野の平坦地が広がっています。

#### イ 地質及び土壌・植生

地質は、荒船山から稲含山をとおり西御荷鉾山を結ぶ線の南側には、中・古生代の地質が広がり、西御荷鉾山の北側から藤岡市（旧鬼石町）には、三波川変成岩が分布しています。榛名山から烏川の北側には、火山噴出物が多く、南牧村北側から妙義山をとおり烏川西側の線の西側には、新第3期層が多くなっています。

土壌は、計画区内の大部分を褐色森林土壌（適潤性、乾性、湿性）が占めています。

植生は、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯）は、海拔450m～600mを上限として、ブナクラス域（夏緑広葉樹林帯）に移行しています。ヤブツバキクラス域では、スギ・ヒノキ・アカマツの造林地やコナラ・クリ等が分布しています。ブナクラス域

は、1,500mを上限とし、スギ・ヒノキ・アカマツ・カラマツの造林地や、ミズナラ・クリ・ブナ等が分布しています。

## (2) 社会経済的背景

### ア 地域経済圏の概況

本計画区は、古くから交通の要衝として産業・経済が発達した高崎市を中心とする平野部と、高度経済成長期以降の若年人口の流出により、集落の過疎化・高齢化が進んでいる山間部とを合わせて持っています。

碓氷川・烏川地域、鐮川地域では、上信越自動車道、国道18号線、国道254号線などの道路や北陸新幹線等の交通網が比較的整備されています。

神流川地域においては高速道路・鉄道から離れた地域として交通網の整備が遅れていましたが、上野村と南牧村を結ぶ「ふるさと林道湯の沢線」が開通するなど、計画区全体において、短時間でインターチェンジや新幹線駅等にアクセスできるような道路整備が進みました。

山間部は豊かな緑と地域の資源を見直す取組がなされており、交通網の整備とともにこの環境を活かした地域発展が望まれます。

### イ 産業の状況

本計画区は、冬季の積雪が少ないことや、高速道路等により利便性が向上したことなどから都市住民の憩いの場として多くの人々が訪れています。各地域の産業の概要は以下のとおりです。

#### ○神流川地域

この地域の産業は、みそや木工製品など家内工業的な産業が多くなっています。一次産業では、洋蘭、トマト、きのこ等の施設園芸作物のほか、有機農業による農産物が栽培されています。従事者・生産額では二次・三次産業の割合が高く、中でも輸送機器や電気機器等の製造が盛んです。また、平成18年から県内で最大規模の製材工場と原木市場を併設した「県産材センター」が稼働しており、年間約39,000 m<sup>3</sup>の国産材を消費しているほか、この施設の設置により地元の新卒者の雇用にも寄与しています。

観光レクリエーションの面では、関東一の水質を誇る神流川を中心に、西部県境から赤久縄山、御荷鉾山にかけての西上州の山岳地域は、優れた自然環境に恵まれています。また、冬桜の名所桜山や鍾乳洞のある不二洞等の観光資源を有しているほか、神流川の上流では、現在、森林セラピー基地の整備も進められています。

#### ○鐮川地域

この地域は、古くから特産のこんにゃく、ねぎを中心に、きのこ・花卉・果物の生産等が行われています。また、国産材を専門に挽く中、小の製材工場があり、建築業者との連携による県産材の振興に取り組んでいます。その他、食料品の生産が、下仁田町、南牧村、甘楽町で盛んに行われています。



観光レクリエーションの面では、西部県境から妙義山にかけての地域が妙義荒船佐久高原国定公園に指定されており、県立森林公園「さくらの里」とともに優れた自然景観を呈しています。

#### ○碓氷川・烏川地域

高度な商業集積を持つ高崎市を中心に二次・三次産業が発達しており、製造業では電気機器の製造が盛んです。また、都市の周辺部から山間地域にかけてはウメ、ナシ、ブドウ等の果物の生産が盛んに行われています。

地域の北西部は、県立榛名公園、上信越高原国立公園、妙義荒船佐久高原国定公園に指定されており、都市から山地帯、更に景勝地に至る土地利用が高度に発達した地域です。

### ウ 人口の状況

本計画区における人口は575,125人（平成30年1月）で県人口の29%を占めています。

神流川地域、鐺川地域においては、141,632人で県人口の7%となっており、人口密度は147人/km<sup>2</sup>と県全体の313人/km<sup>2</sup>の半分よりも低くなっています。西部の山間地は急峻な地形により主要な産業が育ちにくいことから、人口減少率の高い町村が多い地域となっています。

碓氷川・烏川地域においては、433,493人で県人口の22%となっており、人口密度は589人/km<sup>2</sup>と高くなっています。高崎市の経済圏にあり産業活動が活発であることから、市街地では人口の増加が見込まれるものの周辺部では人口が減少しており、全体としても人口減少傾向にあります。

### エ 林業の概況

本計画区の私有林面積は84千haで、県内私有林の36%、蓄積は30,914千m<sup>3</sup>で、県内私有林の44%を占めており、面積・蓄積ともに県内の4計画区の中で最大となっています。また、私有林の人工林率も55%と県全体の48%に比べ高い値となっており、県内有数の林業地帯として、早くからスギ、ヒノキ等の造林が盛んに行われてきたことがうかがえます。各地域の林業の概況は以下のとおりです。

#### ○神流川地域、鐺川地域

私有林56千ha（76%）、国有林18千ha（24%）からなっており、県内では国有林の占める比率の低い地域となっています。

私有林の人工林面積は31千haでその蓄積は17,532千m<sup>3</sup>となっており、森林1ha当たりの蓄積も561m<sup>3</sup>と他の地域に比べると大きく、人工林を主体に森林資源が充実している地域です。

特に神流川地域の東部を中心とした御荷鉾林業地帯及び鐺川地域の西部を中心とした鐺川林業地帯は、スギを主体の県内有数の林業地帯となっています。そのため、県内素材の集散地となっており、特に群馬県素材生産流通協同組合は藤岡市の県産材センター内に素材共販のための原木市場を有しているため、西毛地域最大の取扱

量になっています。

鑄川地域においては、地元の豊富な木材資源を背景に、富岡市における製材団地や下仁田町、南牧村の産地型製材工場群が成立し、特異な製材品を生産しています。

神流川地域においては、原木市場と製材加工施設からなる「県産材センター」が藤岡市（旧鬼石町）に建設され、県内各地から原木が持ち込まれるなど流通加工体制が整っており、地域の素材生産に貢献しています。

県産材センターの「県産材加工協同組合」では、製材品の全量を人工乾燥し、モルダー加工して出荷しているほか、富岡市・下仁田町・甘楽町では、建築部材に応じて、人工乾燥機を使い分けるなど、木材の高付加価値化の取組がなされています。

特用林産物では、しいたけ生産において共同出荷体制が整備された当地域は、県内最大のしいたけ産地となっており、また、高崎市（旧吉井町）では、機械化された大規模施設でなめこ生産が盛んで、いずれも山村地域の重要な産物になっています。

#### ○碓氷川・烏川地域

民有林27千ha（71%）、国有林11千ha（29%）からなっており、国有林の占める比率は低くなっています。

民有林の人工林率は52%、針葉樹のha当たりの蓄積は542m<sup>3</sup>と人工林を中心とする森林資源の成熟度は高い状態にあります。

当地域の製材工場は、都市近郊という立地条件から規模的にも小規模で、外材製品を主体とする木材流通から、その生産量も低位にあります。

また、特用林産物では、近郊山間地域において、生しいたけやなめこ、まいたけの生産が活発に行われています。

### オ 森林組合の現況

森林組合は神流川地域、鑄川地域においては6組合あり、その平均経営面積は6,016ha（組合員所有面積・29年次）であり、作業班員102人（29年次）は県全体の39%を占め、林産事業量も県内森林組合の34%を占める等、活発な事業を行っています。

碓氷川・烏川地域においては、森林組合は2組合となっています。作業班員数は22人（29年次）と少ないですが、平均経営面積は7,038ha（組合員所有面積・29年次）、林産事業量は県内森林組合の18%となっており、効率的な事業を行っています。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5カ年分の実行結果の概要及びその評価は次のとおりです。

伐採立木材積については、主伐は計画220千 $m^3$ に対して実行203千 $m^3$ （実行歩合92%）、間伐は計画820千 $m^3$ に対して実行910千 $m^3$ （実行歩合111%）でした。また、間伐面積については、計画10,200haに対して実行5,180ha（実行歩合51%）でした。針葉樹についてはほぼ計画どおりでしたが、広葉樹については、東日本大震災における原発事故の影響により、ほだ木利用量が減少したため、実行歩合が低位となりました。間伐面積の実行歩合は計画の約半数でしたが、高蓄積の林分の伐採が多かったためか、伐採立木材積は全体で実行歩合107%とほぼ計画どおりでした。

人工造林の面積については、計画640haに対して実行92ha（実行歩合14%）、天然更新の面積については、計画370haに対して実行86ha（実行歩合23%）でした。理由として、皆伐後、太陽光発電施設等に転用された箇所が多かったことが挙げられます。また、面積あたりの蓄積が多い高齢級の森林の伐採が多かったことから、伐採面積が少なく、更新の面積も少なかったものと思われます。

林道の開設及び拡張については、開設は計画68.2kmに対して12.2km（実行歩合18%）、拡張は計画132.8kmに対して19.7km（実行歩合15%）でした。近年の集中豪雨等による災害への対応や、森林所有者の不在村化等により用地取得交渉に時間を要する箇所があり、進捗が遅れたものと思われます。

保安林の整備については、水源涵養のための保安林は計画1,085haに対して実行52ha（実行歩合5%）、災害防備のための保安林は計画806haに対して実行175ha（実行歩合22%）、保健、風致の保存等のための保安林は計画124haに対して実行はありませんでした。森林境界の不明瞭化や、森林所有者の不在村化等により保安林指定の承諾を得ることが困難なことから、保安林の整備が進まないものと思われます。

治山事業については、山地治山は計画78箇所に対して実行94箇所（実行歩合121%）、水源地域整備は計画4箇所に対して実行3箇所（実行歩合75%）、保安林整備は計画30箇所に対して実行43箇所（実行歩合143%）でした。近年の集中豪雨等による災害への対応により施工箇所数が増加したものと思われます。

※実行結果の詳細は（附）参考資料 4 前期計画の実行状況（過去5年間）を参照

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、県土の保全、水源の涵養及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

とりわけ、本県の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎えつつあります。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すことが重要です。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望まれます。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

## Ⅱ 計 画 事 項

### 第 1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	83,684	
西部森林環境事務所	27,401	
高 崎 市	17,694	
安 中 市	9,707	
藤岡森林事務所	28,830	
藤 岡 市	10,197	
上 野 村	10,101	
神 流 町	8,533	
富岡森林事務所	27,452	
富 岡 市	4,744	
下仁田町	12,748	
南 牧 村	7,121	
甘 楽 町	2,839	

(注)

1. 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の  
民有林とします。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同  
法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」及  
び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象です。
3. 森林計画図の閲覧場所は、群馬県森林環境部林政課、西部森林環境事務  
所、藤岡森林事務所及び富岡森林事務所とします。また、群馬県統合型  
地理情報システムに搭載します。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

本計画区の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりです。

表1

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公 益 的 機 能	水源涵養機能	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進）／土砂流出防止／土壌保全（森林の生産力維持）／その他の自然災害防止機能（雪崩防止など）	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、飛砂防止、防風、防雪、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
	保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した

		施設が整備されている森林
文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## （２） 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能について、その機能が効果的に発揮される機能ごとの森林の整備・保全の考え方は次のとおりです。

表 2

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防</p>

	<p>止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。



### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	45,285	45,229
	育成複層林	540	640
	天然生林	36,168	36,024
森林蓄積		377	405

(注)

育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林<sup>\*1</sup>においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業
- 2 育成複層林<sup>\*2</sup>においては、森林を構成する林木を択伐等<sup>\*3</sup>により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業
- 3 天然生林<sup>\*4</sup>においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- 4 参考（現況）については、令和2年4月1日時点の数値。
  - \*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
  - \*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
  - \*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
  - \*4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

## 2 その他必要な事項

特になし

## 第3 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

#### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

#### ア 伐採方法について

##### （ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

##### （イ）択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とします。

#### イ 森林の区分別の施業の指針

##### （ア）育成単層林

気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施する

こととします。

- a 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮します。また、林地の保全、なだれ、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採します。

#### (イ) 育成複層林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して実施することとします。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によるものとします。
- b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。
- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮します。

#### (ウ) 天然生林

天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系から見て人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うこととします。

伐区の設定に当たっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとします。

### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるためのものではありません。

単位：年

		樹 種			広 葉 樹	
ス ギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	用 材	その他
35	40	35	40	60	70	15

(注) 広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

### (3) その他必要な事項

特になし

## 2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。なお、スギ苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策品種の導入に努めることとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### (ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要の造林樹種について、下表の植栽本数を基礎とし、既往の植栽本数を勘案し、仕立ての方法別に定めるものとします。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないように、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請等に応じて幅広く定めるものとします。

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,500
ヒノキ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,500
アカマツ	中仕立て	4,000
カラマツ	中仕立て	2,500

##### (イ) 人工造林の標準的な方法の指針

###### a 地拵えの方法

伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮します。

###### b 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

なお、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入も考慮するものとします。

樹種	地拵えの方法	植栽の時期	植付けの方法
スギ・ヒノキ	全刈	4月～6月	普通穴植え
アカマツ・カラマツ	全刈	3月～5月	普通穴植え

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(3)に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実に行います。

なお、市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを旨として次のとおりとします。

伐採の方法	期 間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおり定めます。

区 分	対象樹種
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等

## イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽、天然下種及びこれらの組合せにより適確な更新を図ることとします。

なお、天然更新の対象樹種について、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数を次のとおり定めます。

区 分	本 数
期待成立本数	10,000本/ha
天然更新すべき立木の本数	期待成立本数に10分の3を乗じて得た本数

天然更新補助作業の標準的な方法として、ぼう芽更新箇所では、ぼう芽を促進するため、上木の伐採等により十分な照度を確保するほか、ぼう芽の発生状況に応じ、芽かき、植込み等を行うこととします。

天然下種更新では、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所について、枝条類の除去、かき起こし等を行います。さらに、発生した稚樹の生育を促進するため、生育の阻害となるササなどの刈り出しを行うほか、幼樹の発生が不十分な箇所には新たに植込みを行い森林の回復を図ることとします。

また、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、対象樹種の稚樹が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できると見なされる状態を持って更新完了とします。

## ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実な更新を行います。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

## (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

- a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣などの被害の発生状況

また、市町村森林整備計画において、地域住民等からの森林機能の早期回復に対する社会的要請を勘案し、当該森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、その所在を特定します。

なお、当該森林での植栽に当たっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種

を選定し、造林適期に植栽することとします。

(4) その他必要な事項

特になし



### 3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐保育の実施状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とすることとします。

また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。

樹種	施業体系 (植栽本数/地位級)	間伐時期(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			原則として 密度管理図 を使用  本数間伐率 30%程度
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31			
	〃 (伐期80年)	17	23	31	44	69	
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30			
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36			
	〃 (伐期80年)	21	27	36	53		
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28			
	〃 (伐期80年)	16	21	28	40		
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29			
	〃 (伐期80年)	18	23	29	40		

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1				
	アカマツ	1	1	1	1	1	1					
	カラマツ	1	1	1	1	1	1					
	コナラ	1	1	1	1	1						
つる切	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				
除伐	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に実施する必要のあるものは、積極的に間伐・保育を推進することとします。

## (3) その他必要な事項

特になし

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を、地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上、市町村森林整備計画の計画事項として定めるものとします。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」に区分します。

(それぞれの機能については本計画第2表1参照)

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(区域設定の考え方)

#### (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周囲に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定します。

#### (イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林を、山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の区域として設定します。

#### (ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等から見て風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定します。

#### (エ) 保健文化機能（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記の森林については、保健文化機能維持増進森林の区域として設定します。

・ 観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場

や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林(保健・レクリエーション機能)

- ・ 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林(文化機能)
- ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林(生物多様性保全機能)

## イ 森林の施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林における区域別の森林の施業の方法は次のとおりとします。なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

### 区域ごとの施業指針

区 域	施業方法
水源涵養機能維持増進森林	<p>○ 伐期の間隔の拡大</p> <p>○ 皆伐については次の条件のいずれかに該当する森林は伐採面積の規模を縮小する</p> <p>(地形)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標高の高い地域</li> <li>・ 傾斜が急峻な地域</li> <li>・ 谷密度の大きい地域</li> <li>・ 起伏量の大きい地域</li> <li>・ 溪床又は河床勾配の急な地域</li> <li>・ 掌状型集水区域</li> </ul> <p>(気象について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年平均又は季節的降水量の多い地域</li> <li>・ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</li> </ul>
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林…①	○ 次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施
快適環境形成機能維持増進森林…②	<p>① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林</p> <p>② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等</p> <p>③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望</p>
保健文化機能維持増進森林(保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)…③	

見られるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）等

○上記以外の森林は複層林施業を実施

○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能

○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る

○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施

## （２） 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

（区域設定の考え方）

#### ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。

### イ 森林の施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

## （３） その他必要な事項

特になし

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、整備を進めていきます。

また、林道等の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

なお、様々な目的で利用される林道の維持管理として、法面の保全や舗装等、通行の安全を確保するための必要な改良を行っていきます。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	284	627
うち林業専用道	9	7

注：平成30年度までの累計の実績である。

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 ( 0° ～15° )	車両系 作業システム	100以上	30以上
中傾斜地 ( 15° ～30° )	車両系 作業システム	75以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	
急傾斜地 ( 30° ～35° )	車両系 作業システム	60以上	15以上
	架線系 作業システム	15以上	
急峻地 ( 35° ～ )	架線系 作業システム	5以上	5以上

注1：「車両計作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移

動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

本県の人工林は、10歳級以上の森林が面積で5分の4を占め、木材資源は量的・質的にも充実しており、造成した森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えています。

このため、地域の森林資源の状況や地形、既存の路網の状況等を勘案し、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域を路網整備等推進区域として設定し、利用間伐や択伐、皆伐による木材生産を促していきます。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道の開設にあたっては、林道規程を遵守することとし、林業専用道及び作業道においては、「群馬県林業専用道作設指針」及び「群馬県森林作業道作設指針」等に則り開設するものとし、間伐をはじめとする森林整備や木材搬出のため、作業の効率化と経済性を確保した規格・構造とし、高性能林業機械の使用に適合するきめ細やかな路網を整備します。

### (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

### (6) その他必要な事項

特になし

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、国産材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

不在村森林所有者を含む森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を経営規模の拡大を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

#### イ 森林所有者が共同して行う森林施業の促進方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業者の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業者を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努めるものとします。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業による経営に転換できるよう低コスト林業の確立に取り組むほか、素材生産事業者等との連携を通じて、協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化に努めます。

#### イ 林業従事者の養成・確保

林業は、技術的にも、体力的にも容易に個人で従事することが難しい職業です。従事者の養成・確保を図るためには、林業に就労しうる環境を醸成することが必要です。



林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業していますが、離職する者も多い状況にあります。

若い林業従事者が定着するには、高性能林業機械の浸透を図り林業従事者の肉体的な負担を軽減することや、労働災害防止対策、さらには給与体系の見直しによる待遇改善などが必要で、これらの取組を支援します。

#### ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況です。

一方、「団塊の世代」と言われる人々の定年退職した人々が、徐々に出生地へ戻って農林業に取り組む動きやきのこ等の特用林産物を主軸にした若者の農山村回帰も彼方此方にみられるようになりました。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進します。

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業労働力の減少と林業従事者の肉体的な軽減を図るため、以下のような機械化を促進し、作業体系の合理化を図ります。

#### ア 高性能機械の導入の促進

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能機械を利用した作業システムの導入を促進するものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等、機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努めるものとします。

#### イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は次のとおりです。

区分		高性能機械	改良在来型
皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—トラクター—チェーンソー—林内作業車
	傾斜地	チェーンソー—タワーヤーダ—プロセッサ	チェーンソー—集材機—チェーンソー
非皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—林内作業車
	傾斜地	チェーンソー—スイングヤーダ—小型プロセッサ—フォワーダ 自走式搬器	チェーンソー—小型集材機—チェーンソー—林内作業車

## (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

### ア 木材生産流通の合理化

木材価格が一段と低迷する中で、伐採が手控えられ非皆伐型の木材生産が中心になっています。

非皆伐型の施業で、素材の安定的な供給を確保するためには、小面積の施業地を集団化して、間伐作業に適した高密な路網を整備することと地域の実情に応じた高性能林業機械を利用した効率的な素材生産システムを構築することが必要です。

先進的な地域では既に効率的な素材生産システムが確立されています。森林組合等林業事業体がこうした素材生産システムの導入が図れるよう、現地検討会及び講演会等の開催を通じて、普及を図ります。

### イ 木材加工の合理化

建築基準法の一部改正、住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定等に伴い、住宅資材である木材に対しても、乾燥・強度などの性能を表示し、寸法精度や品質が一定な木材を安定的に供給することが求められています。これらの要請に対応し、また、外材や国内他産地材に対抗可能な製品を供給するため、乾燥施設を始め製材施設の近代化、合理化に努めるものとします。

中小工場については、乾燥機等を共同で整備し、施設の近代化を推進するものとします。

### ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じて、また、森林組合と素材生産事業者との連携を促進し、素材から製材品さらには林地残材、製材くず等、木質バイオマス全体を利用する取組を支援します。

## (6) その他必要な事項

### ア 特用林産物生産の振興

本計画区は、「しいたけ」・「なめこ」の県内での主要な産地となっており、これらのきのこ類の生産は、農山村の重要な産業となっています。しかし、大手企業の参入、産地間競争などの影響で価格が低下傾向となっています。

今後、きのこ産業の一層の振興を図るため、生産施設を整備し生産量の増大を図るとともに、健康食品としてのきのこの普及宣伝を行い消費拡大に努めます。また、多様なきのこ栽培の展開を支援し、新たな品種の栽培技術の普及定着を促進します。

### イ 多様な実施主体による森林整備の推進

企業や各種団体による森林の整備活動を社会貢献活動として位置づけ、この活動を支援、推進し、森林の有する公益的機能の一層の発揮を促すとともに、この活動を端緒に県民の森林保全、環境保全意識の高揚を図り、森林管理の担い手の再構築を目指します。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定めます。

所 在		面 積	留意すべき 事 項	単位 面積 : ha
市町村	地 区 ( 林 班 )			備 考
総 数		35,302		
高崎市	右の林班の全部	8,254	下に 記載	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 保健保安林 風致保安林
	右の林班の一部			
藤岡市	右の林班の全部	2,717		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 保健保安林
	右の林班の一部			
富岡市	右の林班の全部	998		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 風致保安林
	右の林班の一部			

安中市	右の林班の全部 97、98、99-1、113、114、119、135、176  右の林班の一部 1、7、12-2、17、18、19、20、21、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44-1、44-2、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、72、73、75、76、77、79、82、85、87-2、89-1、90、91、92-1、92-2、93、94、95、96、100、101、102、103、104、105、106、107-1、107-2、108、109、110、111、112、115、116、117、118、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169-1、169-2、169-3、170-1、170-2、171-1、172、173、174、175、177、178、179、180、181	4,770	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 保健保安林
上野村	右の林班の全部 13-1、13-2、41、42、49、50、51、53、54、55、56、57、58  右の林班の一部 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、15、17、18、19、20、21、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、46、48、52	5,810	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林
神流町	右の林班の全部 44、46、54、55、73  右の林班の一部 1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、3-3、3-4、4、5、6-1、7-1、7-2、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23-2、23-3、23-4、24、26、27、28、29、30、31-1、31-2、32-1、32-2、32-4、32-5、33-1、33-3、33-5、33-6、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、45、47、48、50、51、52、53、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87	3,293	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 保健保安林
下仁田町	右の林班の全部 30、31、32、33、34、38、39、119  右の林班の一部 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、18、20、22、23、24、25、26、27、28、29、35、36、37、40-1、41、42-1、42-2、43、44、45、47、48、50、51、53-2、54、55、57、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110-1、110-2、111、112、113、114、115、116、117、118、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158	6,135	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 風致保安林
南牧村	右の林班の全部 24  右の林班の一部 1、2、3、4、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93-1、93-2、94、95	2,835	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林
甘楽町	右の林班の全部 27、28  右の林班の一部 3、4、5-1、5-2、8、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、24、25、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、47、51、52、53、54	491	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林 保健保安林

#### 留意すべき事項

- 1 森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努めるものとします。また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮するものとします。
- 2 保安林については、各保安林の指定施業要件によるものとします。

### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当林分なし

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を十分留意して実施地区の選定を行うものとします。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設け、その形質の変更過程における災害防止対策としての施設設置を行う等、林地保全に適切な措置を講じるものとします。

また、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する地域においては、それらへの影響の軽減に取り組むものとします。

### (4) その他必要な事項

特になし

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養<sup>かん</sup>、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

### (2) 保安施設地区に関する方針

保安施設事業を行う必要があると認められる場合には、保安施設地区の指定を行うものとするが、事業の実施に必要な区域が保安林又は保安林予定森林である場合は、指定を省略できるものとします。

### (3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講じます。

その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。また、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえて、必要に応じて在来種による緑化等、生物多様性の保全に努めます。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林とは指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、市町村、森林組合等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整及び標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、空中写真等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣による造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化し、森林の持つ公益機能が損なわれるとともに森林資源の循環利用にも支障が生じています。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の森林における鳥獣害の状況及び鳥獣の生息状況から想定される被害発生のおそれの程度を勘案して、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定することとします。また、鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の別に鳥獣害の防止の方法及びその他必要な事項を定めるものとします。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、市町村が把握している森林被害の状況、学識経験者からの助言及び森林組合や森林所有者、地元住民等からの情報に基づき、対象鳥獣による被害が発生している森林及び被害の発生のおそれのある森林について、対象鳥獣の別に、林班を単位として「鳥獣害防止森林区域」を設定するものとします。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。

その際、市町村の鳥獣被害対策関係部局を始め、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとします。

#### (2) その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努めるものとします。また、同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努めるものとします。

## 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

日常の監視を通して、病虫害等による被害を早期に発見し、適切な対応に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

### (2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3の(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の状況や被害発生地特性など、詳細な情報収集に努めることとします。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

### (3) 林野火災の予防の方針

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災が増加しています。このため、林野が最も乾燥する春先を中心に、森林保全巡視指導員や森林組合、森林（環境）事務所による巡視や、林野火災予防のための啓発活動を行います。あわせて、ゴミの不法投棄や無許可伐採に対し、適切に対処します。

また、林野火災予防等の普及啓発を図るため、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行い、林野火災予防体制の強化に努めます。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

### (4) その他必要な事項

各種の森林被害を防止するため、森林所有者や森林保全巡視指導員・森林保全推進員等による巡視活動を推進します。



## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備等、森林資源と利用の一体的な整備の推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

なお、森林保健施設の建築物については、高さを対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満とすること、原則木造とすること、適切な色彩とすること等により、自然との調和を図ることとします。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する必要があります。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、下表のとおり計画します。

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,350	2,170	180	580	400	180	1,770	1,770	0
うち前半5年分	1,060	980	80	260	180	80	800	800	0

### 2 間伐面積

間伐面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	22,000
うち前半5年分	10,000

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,720	700
うち前半5年分	770	310

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	うち 前半5 年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		高崎市	芦田小屋	0.5	17			
開設	自動車道		高崎市	糠塚	1.7	30			
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	夕日	0.8	35			
開設	自動車道		高崎市	久能沢	0.9	256	○		
開設	自動車道		高崎市	宮原大萱	1.5	132			
開設	自動車道		高崎市	一倉	2.5	173			
開設	自動車道		高崎市	寺ノ平	0.3	55			
開設	自動車道		高崎市	陣田	2.0	45			
開設	自動車道		高崎市	小和田	1.5	121			
開設	自動車道		高崎市	境沢	0.5	148			
開設	自動車道		高崎市	赤竹	1.0	126			
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	赤竹支	0.5	34			
開設	自動車道		高崎市	岩氷	1.0	30			
開設	自動車道		高崎市	蘭津	0.3	130			
開設	自動車道		高崎市	寺沢谷津	4.0	135			
開設	自動車道		高崎市	トヤ峰	1.5	94			
開設	自動車道		高崎市	元三沢矢落	5.5	253			
開設	自動車道		高崎市	新山八重押	3.7	195			
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	石津三ツ玉	2.0	388			
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	至り沢	1.0	30			
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	中尾根	1.4	72	○		
開設	自動車道		高崎市	前ノ沢	1.0	208			
開設	自動車道		高崎市	井戸窪	1.0	96			
開設	自動車道		高崎市	室の沢日向	0.3	301			
開設	自動車道		高崎市	樋ノ沢・碎ヶ	0.3	38			
開設	自動車道		高崎市	小梨	1.0	113			
開設	自動車道		高崎市	猪之籠	1.0	18			
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	鳶石	2.1	60	○		
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	内ノ沢	1.8	44	○		
開設			高崎市計	29 路線	42.6	3,377			
開設	自動車道		安中市	雉子ヶ尾檜山	1.9	76	○		
開設	自動車道		安中市	桃山	1.5	19			
開設	自動車道		安中市	大平・室ノ木	3.5	26			
開設	自動車道		安中市	赤坂	1.0	251	○		
開設	自動車道		安中市	赤土坂	1.0	11			
開設	自動車道		安中市	表山	1.5	63			
開設	自動車道	林業専用道	安中市	高墓	2.1	42	○		
開設	自動車道	林業専用道	安中市	宮掛竜貝戸	1.7	48	○		
開設			安中市計	8 路線	14.2	536			
開設		西部森林環境事務所計		37 路線	56.8	3,913			

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		藤岡市	高畑	2.1	87	○		
開設	自動車道		藤岡市	根際	1.0	287			
開設	自動車道		藤岡市	八木沢	1.0	98			
開設	自動車道		藤岡市	千の沢	1.0	95			
開設	自動車道		藤岡市	八塩	1.0	119			
開設	自動車道		藤岡市	高瀬	0.5	123			
開設	自動車道		藤岡市	雲尾	1.1	46			
開設	自動車道		藤岡市	小平塩沢	2.0	29			
開設	自動車道		藤岡市	根際栢ヶ舞	1.0	119			
開設	自動車道		藤岡市	細尾	1.1	193			
開設	自動車道		藤岡市	塩沢坂元	2.0	77			
開設	自動車道		藤岡市	保美濃山	1.0	18			
開設	自動車道	林業専用道	藤岡市	下三波川	6.0	50	○		
開設	自動車道	林業専用道	藤岡市	白水沢支	1.2	44	○		
開設			藤岡市計	14 路線	22.0	1,385			
開設	自動車道		上野村	赤屋	1.0	31			
開設	自動車道		上野村	神寄沢	1.5	144			
開設	自動車道	林業専用道	上野村	奥名郷支	1.5	49	○		
開設	自動車道		上野村	日影平	1.0	59			
開設	自動車道		上野村	大平	1.0	28			
開設	自動車道		上野村	北沢	1.0	138			
開設	自動車道		上野村	品塩山	2.0	200			
開設	自動車道		上野村	湯の沢	1.0	39			
開設	自動車道		上野村	井戸沢	1.0	35			
開設	自動車道		上野村	諏訪山	1.0	158			
開設	自動車道	林業専用道	上野村	鏡ノ沢	1.7	29	○		
開設	自動車道	林業専用道	上野村	塩の沢	1.5	34	○		
開設	自動車道	林業専用道	上野村	馬放場	4.0	107	○		
開設			上野村計	13 路線	19.2	1,051			
開設	自動車道		神流町	麻生	1.0	146			
開設	自動車道		神流町	麻生支	1.0	37			
開設	自動車道		神流町	太田	1.0	36			
開設	自動車道		神流町	大寄	1.0	89			
開設	自動車道		神流町	上の山	2.0	19			
開設	自動車道		神流町	黒田赤久縄	2.0	222			
開設	自動車道		神流町	馬タワ	1.0	43			
開設	自動車道		神流町	明家	1.0	105			
開設	自動車道	林業専用道	神流町	桐ノ城	1.0	27	○		
開設	自動車道	林業専用道	神流町	御鉢	1.0	23	○		
開設	自動車道	林業専用道	神流町	今泉	1.0	24	○		
開設	自動車道	林業専用道	神流町	長久保	2.6	25	○		
開設	自動車道	林業専用道	神流町	サス平	1.2	27	○		
開設			神流町計	13 路線	16.8	823			
開設			藤岡森林事務所計	40 路線	58.0	3,259			

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		富岡市	梅沢峠	1.0	54			
開設	自動車道		富岡市	中沢蚊沼	0.4	39	○		
開設	自動車道		富岡市	頂寺山	0.5	134	○		
開設	自動車道		富岡市	諸土橋	1.0	15			
開設	自動車道		富岡市	寺山	0.7	10			
開設	自動車道		富岡市	西谷立沢	2.0	120			
開設	自動車道		富岡市	藤田西谷	0.5	13			
開設	自動車道		富岡市	古立行沢菅原	1.0	60			
開設	自動車道		富岡市	新屋	1.2	30	○		
開設	自動車道		富岡市	横尾向菅原	0.5	32			
開設	自動車道		富岡市	水境比丘尼沢	1.0	90			
開設	自動車道		富岡市	稲荷谷	1.0	80			
開設			富岡市計	12 路線	10.8	677			
開設	自動車道	指定林道	下仁田町	奥山六車	4.5	613	○		
開設	自動車道		下仁田町	稲倉高倉	0.6	105	○		
開設	自動車道		下仁田町	三本杉鎌田	0.5	34			
開設	自動車道		下仁田町	藤畑藤井	1.5	108			
開設	自動車道		下仁田町	田中小倉	0.5	27			
開設	自動車道		下仁田町	四ツ家根小屋	2.0	132			
開設	自動車道		下仁田町	千駄木	0.5	27			
開設	自動車道		下仁田町	下樽	0.5	19			
開設	自動車道		下仁田町	小塩沢	2.0	107			
開設	自動車道		下仁田町	柳原	0.5	5			
開設	自動車道		下仁田町	森沢北野	2.0	104			
開設			下仁田町計	11 路線	15.1	1,281			
開設	自動車道	指定林道	南牧村	奥山六車	4.5	753	○		
開設	自動車道		南牧村	馬坂羽沢	1.0	112			
開設	自動車道		南牧村	深沢侍井戸	1.0	78			
開設	自動車道		南牧村	井戸入沢口	0.5	46			
開設	自動車道		南牧村	内岩滝ノ沢	0.5	68			
開設	自動車道		南牧村	番木川原	0.5	17			
開設	自動車道		南牧村	坂下小屋ノ沢	5.0	63	○		
開設	自動車道		南牧村	駒寄御神楽	0.5	46			
開設	自動車道		南牧村	諸日向後萱	0.5	27			
開設	自動車道		南牧村	野々上	0.5	49	○		
開設	自動車道		南牧村	梅ノ平森向	1.5	81	○		
開設	自動車道		南牧村	窪松倉	0.2	38	○		
開設			南牧村計	12 路線	16.2	1,378			
開設	自動車道		甘楽町	大平	1.0	71			
開設	自動車道		甘楽町	草喰八丁河原	12.0	1,309	○		
開設			甘楽町計	2 路線	13.0	1,380			
開設			富岡森林事務所計	37 路線	55.1	4,716			
開設			西毛森林計画区計	114 路線	169.9	11,888			

単位 延長：km

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	うち 前半 5年分	対 図 番 号	備考
拡張	自動車道		高崎市	乗附	0.4				改良
拡張	自動車道		高崎市	上乘附	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	小塚	0.4				改良
拡張	自動車道		高崎市	ビヤクイ コツカ 白衣小塚	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	榛倉	0.4		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	久能沢	5.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	久能沢支	0.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	上野元三沢	1.6		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	上野元三沢支	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	四ツ目尾根山	2.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	宮原大萱	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	赤竹	2.6				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	坂倉	0.8				改良
拡張	自動車道		高崎市	境沢	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	陣田	0.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	長井	2.9				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	赤沢	2.6				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	石津三ツ玉	5.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	一倉	0.7		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	一倉支	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	赤竹支	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	蘭津	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	杏ヶ岳	3.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	小和田	1.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	水落	0.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	水落支	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	三ツ丸大平	2.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	岩氷	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	寺ノ平	3.1				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	杖の神峠	2.7				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	坊峯	0.9				改良
拡張	自動車道	林業専用道	高崎市	中尾根線	0.1		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	前ノ沢	2.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	井戸窪	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	室の沢日向	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	音羽山	0.6				改良
拡張	自動車道		高崎市	芦の沢	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	東榛名山	1.0				改良
拡張	自動車道		高崎市	糠塚	3.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	南榛名山	2.6				改良
拡張	自動車道		高崎市	碓原夕日	2.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	岩城大日蔭	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	伏間赤仁田	3.0				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	筒井沢	3.3		○		改良・舗装

単位 延長：km

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	うち 前半5 年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道		高崎市	大久保大日蔭	0.5				改良
拡張	自動車道		高崎市	長久保	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	駒寄大日蔭	0.5				改良
拡張	自動車道		高崎市	上宮沢	1.3				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	古寄	1.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	東猪ノ毛	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	不動	1.8				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	大日蔭	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	風戸間野	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	榛倉	1.5		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	杖の神峠	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	杏ヶ岳	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	上神	0.4				改良
拡張	自動車道		高崎市	芦田小屋	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	東猪ノ毛支	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	猪ノ毛	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	樋ノ沢・砕ヶ	1.3				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	樋ノ沢	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	大沢	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	河鹿入	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	小梨	0.6				改良
拡張	自動車道		高崎市	半根石	1.6				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	見明寺	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	八束沢	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	八束・日向	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	生勢	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	牛伏山	0.6				改良
拡張	自動車道		高崎市	法京	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	大沢・八束	0.4				改良
拡張	自動車道		高崎市	馬場・長坂	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	八束・一郷	0.5				改良
拡張	自動車道		高崎市	櫛尾・樋ノ沢	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	足沢松原	0.1				改良
拡張			高崎市計	77 路線	88.6				
拡張	自動車道		安中市	胡桃沢	0.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	赤根沢	1.2				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	長源寺	4.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	般若沢	1.2				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	大谷津	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	柿平	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	茶臼山	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	柿平・三俣	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	森熊支	0.8				改良
拡張	自動車道		安中市	森熊	0.8				改良

単位 延長：km

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	うち 前半5 年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道		安中市	赤根沢支	0.4				改良
拡張	自動車道		安中市	柿平宮掛	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	青木山	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	満行寺	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	入会沢	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	平	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	上月	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	譲沢	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	苧稻・湯ノ谷津	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	苧稻・岩戸	1.7				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	雉子ヶ尾檜山	1.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	苧稻・檜山	1.1				改良
拡張	自動車道		安中市	赤松沢	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	城山	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	小根山	1.4		○		改良
拡張	自動車道		安中市	水谷支	0.3				改良
拡張	自動車道		安中市	行田中木	0.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	高墓小根山	0.5		○		改良
拡張	自動車道		安中市	高坪	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	北高墓	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	矢崎	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	水谷	0.6				改良
拡張	自動車道		安中市	妙義荒船	1.0				改良
拡張	自動車道		安中市	高墓道添	0.6				改良
拡張	自動車道		安中市	倉骨	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	野ヶ久保高墓	0.4				改良
拡張	自動車道		安中市	中木西尾	0.4				改良
拡張	自動車道		安中市	霧積	0.7				改良
拡張	自動車道		安中市	霧積支	0.1		○		改良
拡張	自動車道		安中市	赤坂	1.4		○		改良
拡張	自動車道		安中市	久保	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	三ツ頭	0.3				改良
拡張	自動車道		安中市	大平	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	曲沢	0.1				改良
拡張			安中市計	44 路線	31.9				
拡張			西部森林環境事務所計	121 路線	120.5				
拡張	自動車道		藤岡市	高畑	3.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	名無村	5.5				改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	東御荷鉾	8.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	白水沢	1.6				改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	奈良山	2.4				改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	栢ヶ舞	3.7				改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	坂原	2.6				改良



開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	うち 前半5 年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道		藤岡市	ブナン沢	5.5				改良
拡張	自動車道		藤岡市	日向	2.3				改良
拡張	自動車道		藤岡市	滝ノ沢	0.9				改良
拡張	自動車道		藤岡市	尾柿	2.5				改良
拡張	自動車道		藤岡市	根際	2.6				改良
拡張	自動車道		藤岡市	茶堂	1.0				改良
拡張	自動車道		藤岡市	野茨	0.7				改良
拡張	自動車道		藤岡市	細尾	1.2				改良
拡張	自動車道		藤岡市	南郷支	1.0				改良
拡張			藤岡市計	16 路線	45.7				
拡張	自動車道		上野村	奥名郷	2.3		○		改良
拡張	自動車道		上野村	金比羅	2.8		○		改良
拡張	自動車道		上野村	川和	2.0		○		改良
拡張	自動車道		上野村	住居附	8.1		○		改良
拡張	自動車道		上野村	赤屋	1.9				改良
拡張	自動車道		上野村	神寄沢	1.7				改良
拡張	自動車道		上野村	小幡沢	1.5				改良
拡張	自動車道		上野村	東沢	1.2				改良
拡張	自動車道		上野村	檜原	3.4				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	矢弓沢	7.3				改良
拡張	自動車道		上野村	日影平	0.8		○		改良
拡張	自動車道		上野村	後山	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	カマカケ	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	高見	0.4				改良
拡張	自動車道		上野村	笠丸	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	竜ヶ尾根	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	上野大滝	3.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	上野村	鏡ノ沢	0.1		○		改良
拡張			上野村計	18 路線	44.5				
拡張	自動車道		神流町	坂丸	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	高萩	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	愛宕山	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	大平	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	森戸	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	麻生	2.7				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	麻生支	1.7				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	道平	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	小塩沢	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	赤久縄	7.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	七久保橋倉	5.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	二子山	12.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	ヤノタワ	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	境沢	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	所ノ沢	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	桜井沢	3.0				改良・舗装

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	うち 前半5 年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道		神流町	下小越	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	上小越	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	古宿	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	ながたわ	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	鳥頭沢	3.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	八倉	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	尾附	0.8				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	竹ノカヤ	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	神流町	今泉	0.1		○		改良
拡張	自動車道	林業専用道	神流町	桐ノ城	0.1		○		改良
拡張			神流町計	26 路線	47.3				
拡張			藤岡森林事務所計	60 路線	137.5				
拡張	自動車道		富岡市	藤田	0.5				改良
拡張	自動車道		富岡市	浅香入	4.0				改良
拡張	自動車道		富岡市	野上	3.2				改良・舗装
拡張	自動車道		富岡市	中沢	1.5				改良
拡張	自動車道		富岡市	森林公園	1.1				改良
拡張	自動車道		富岡市	中沢蚊沼	2.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		富岡市	菅原	2.6				改良
拡張	自動車道		富岡市	日影	2.0				改良
拡張	自動車道		富岡市	木戸	0.2				改良
拡張	自動車道		富岡市	新屋	1.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		富岡市	大桁	1.4				改良
拡張	自動車道		富岡市	十三塚	1.4				改良
拡張	自動車道		富岡市	川後石	1.0				改良
拡張	自動車道		富岡市	頂寺山	3.0		○		改良・舗装
拡張			富岡市計	14 路線	26.4				
拡張	自動車道		下仁田町	栗山	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	稲含高倉	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	丸岳	0.5				改良
拡張	自動車道		下仁田町	鎌田	1.4				改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	中之岳	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	高達	0.3				改良
拡張	自動車道		下仁田町	吉崎	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	奥山六車	0.5		○		改良
拡張	自動車道		下仁田町	丹沢	0.5		○		改良
拡張	自動車道		下仁田町	御場山	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	七久保橋倉	0.6				改良
拡張	自動車道		下仁田町	桑木三本木	0.3				改良
拡張	自動車道		下仁田町	大倉	0.2				改良
拡張	自動車道		下仁田町	桜の里	0.5		○		改良
拡張			下仁田町計	14 路線	10.1				
拡張	自動車道		南牧村	奥山六車	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	道場	1.0		○		改良
拡張	自動車道		南牧村	高原	0.3		○		改良

単位 延長：km

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	うち 前半5 年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道		南牧村	入山	0.5				舗装
拡張	自動車道		南牧村	渡戸	1.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	細萱	0.5				舗装
拡張	自動車道		南牧村	日向	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	余地	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	日向山	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	馬坂羽沢	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	川久保	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	砥山	0.1				改良
拡張	自動車道		南牧村	高岩	0.3				舗装
拡張	自動車道		南牧村	湯ノ沢小仁田	1.3		○		改良・舗装
拡張			南牧村計	14 路線	10.7				
拡張	自動車道		甘楽町	二の倉	2.5				改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	稲含高倉	6.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	稲含	1.2				改良
拡張	自動車道		甘楽町	国峰	1.0				改良
拡張	自動車道		甘楽町	城山	2.2		○		改良
拡張	自動車道		甘楽町	芳の元	6.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	大平	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	草喰八丁河原	9.9				改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	入山線	1.9		○		舗装
拡張	自動車道		甘楽町	中郷雲津	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	西荻赤谷	2.9				改良
拡張			甘楽町計	11 路線	39.0				
拡張	富岡森林事務所計			53 路線	86.2				
拡張	西毛森林計画区計			234 路線	344.2				

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち	備考
		前半5年分	
総数（実面積）	30,860	30,409	
水源の涵養のための保安林	15,772	15,426	
災害防備のための保安林	15,088	14,983	
保健、風致の保存等のための保安林	2,411	2,402	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、  
水源の涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

#### ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区域		前半5年分		
指定	総 数	総数		919	460		
		高崎市		184	92		
		安中市		92	46		
		藤岡市		152	76		
		上野村		84	42		
		神流町		100	50		
		富岡市		66	33		
		下仁田町		122	61		
		南牧村		77	39		
		甘楽町		42	21		
	水源の涵 養のため の保安林	総数		692	346		
		高崎市		139	69		
		安中市		70	35		
		藤岡市		114	57		
		上野村		63	32		
		神流町		75	38		
		富岡市		49	25		
		下仁田町		92	46		
		南牧村		58	29		
		甘楽町		32	16		
	災害防備 のため の保安林	総数		209	105		
		高崎市		42	21		
		安中市		21	11		
		藤岡市		34	17		
		上野村		19	10		
		神流町		23	11		
		富岡市		15	7		
		下仁田町		28	14		
		南牧村		18	9		
甘楽町		10	5				

単位 面積：ha

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備 考	
		市町村	区域					
指定	保健、風 致の保存 等のため の保安林	総数		18	9			
		高崎市		4	2			
		安中市		2	1			
		藤岡市		3	1			
		上野村		2	1			
		神流町		2	1			
		富岡市		1	1			
		下仁田町		2	1			
		南牧村		2	1			
		甘楽町		1	0			
解除	総 数	総数		4	4			
		高崎市		0	0			
		安中市		3	3			
		藤岡市		1	1			
		上野村		0	0			
		神流町		0	0			
		富岡市		0	0			
		下仁田町		0	0			
		南牧村		0	0			
		甘楽町		0	0			
	水源の涵 養のため の保安林	総数						
		高崎市						
		安中市						
		藤岡市						
		上野村						
		神流町						
		富岡市						
		下仁田町						
		南牧村						
		甘楽町						
	災害防備 のための 保安林	総数			4	4		
		高崎市			0	0		
		安中市			3	3		
		藤岡市			1	1		
		上野村			0	0		
		神流町			0	0		
		富岡市			0	0		
		下仁田町			0	0		
南牧村				0	0			
甘楽町				0	0			
保健、風 致の保存 等のため の保安林	総数							
	高崎市							
	安中市							
	藤岡市							
	上野村							
	神流町							
	富岡市							
	下仁田町							

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養のための保安林	-	-	-	-	-
災害防備のための保安林	-	-	-	-	-
保健、風致の保存等のための保安林	-	-	-	-	-

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域				
該当なし		-	-		
		-	-		
		-	-		
		-	-		

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半 5年分		
西部森林環境事務所					
高崎市	前沢ほか	35	18	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
安中市	中河原ほか	19	10	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
計		54	28		
藤岡森林事務所					
藤岡市	御荷鉾山ほか	12	6	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
上野村	イトナほか	21	11	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
神流町	大反ほか	19	10	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
計		52	27		
富岡森林事務所					
富岡市	大桁山ほか	13	7	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
下仁田町	タラ久保ほか	36	19	溪間工、山腹工、地下水排除工、本数調整伐等	
南牧村	熊穴ほか	33	17	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
甘楽町	黒本ほか	16	8	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
計		98	51		
計		204	106		



## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定めます。

#### 制限林の所在

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
総 数			36,912		
水源かん養保安林	高崎市	18、21、33、34、40、41、42、43、44、45、48、49、51、53、54、56、60、61、68、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、104、105、106、107、108、109、110、111、112、133、134、135、152、156、157、158、159、160、161、173、174、175、177、178、179、180、181、182、185、187、188、189、192、193、194、195、196、197、198、199、205-1、205-2、207、208、220、221、223、224、225、226、227	5,794	別表1-(1)	土流防保2ha、保健保1,691ha、県自然特35ha、砂防指定11haと重複
	藤岡市	35、60、62、64、71、73、74、75、76、77、78、79、80、82、84、85、86、92、146、147、162、163、165	1,208		保健保146haと重複
	富岡市	3-1、7-1、7-2、8、58、60-1、60-2、61、62、69、70-1、70-2、70-3、70-4、70-5、73、75-1、75-2、75-3、81、82、94、100、101、102、103	684		砂防指定1haと重複
	安中市	34、35、36、37、51、52、68、95、99-1、111、112、113、114、115、118、119、150、151、154、155、156、157、172	1,293		土流防保3ha、国立公34ha、国定公3117ha、砂防指定1haと重複
	上野村	2、5、8、13-1、13-2、20、21、25、26、41、42、43、44、45、46、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58	3,515		砂防指定2haと重複
	神流町	6-1、18、19、30、31-1、31-2、38、39、40、47、51、52、53、54、55、56、57、64、67、80	649		砂防指定0haと重複
	下仁田町	25、26、27、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、63、64、65、74、75、76、79、80、81、90、107、108、109、112、113、114、115、125、126、127、142、143、144、145、148、157	2,132		土流防保0ha、保健保7ha、国定公2159ha、国定公3570ha、砂防指定15haと重複
	南牧村	10、11、12、13、20、22、23、25、26、31、47、48、61、62	613		土崩防保0ha、砂防指定1haと重複
	甘楽町	4、5-1、12、13、14、16、17、18、27、28、29	344		
	計		16,232		
土砂流出防備保安林	高崎市	1、2、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、15、16、17、18、20、21、22、23、24、28、30、32、33、34、35、36、37、38、41、42、48、50、51、54、55、56、57、58、59、63、64、65、66、67、69、70、71、72、102、103、104、105、107、109、110、111、112、114、116、117、118、119、120、121、123、124、136、137、138、140、141、142、143、144、145、146、148、149、150、151、152、153、155、156、158、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、176、183、190、191、192、193、198、199、202、204、206、209、210、211、212、213、214、216、219、236、240、242、248、256、258、259、261、263、266、268、270、271、272、275、277、278、280	2,071	別表1-(1)	水かん保2ha、土崩防保1ha、保健保94ha、風致保21ha、砂防指定15ha、急傾危険4ha、地すべ防0ha、風致地区13haと重複
	藤岡市	16、17、18、19、34、35、36、37、38、40、52、53、55、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、72、73、77、80、81、83、85、88、89-1、89-2、90、91、95、96、100、102、103、104、105、106、118-1、120-1、121-1、122-1、123-3、124-3、125-2、125-3、125-5、126、127、132、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、151、154、156、158、159、161、165、166、167、168、170、171、172、173、174、175、176	1,154		保健保23ha、砂防指定1ha、急傾危険0haと重複



単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
土砂流出防備保安林	富岡市	1、2、4、6、9、14、15、17、18、19、20、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、39、40、41、42、43、49、50、51、54-1、54-2、55-1、55-2、57-1、57-2、63、66、67、68、71、73、74、75-1、76、77、78、79、81、83、85、86、87、89、90、92	267	別表 1-(1)	保健保95ha、 国定公135ha、 砂防指定3ha、 急傾危険2haと重複
	安中市	1、7、12-2、17、18、19、20、21、27、28、29、30、31、32、33、36、37、38、39、40、41、42、43、44-1、44-2、45、46、47、48、49、50、51、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、72、73、75、76、77、79、82、85、87-2、89-1、90、91、92-1、92-2、93、94、96、97、98、100、101、102、103、104、105、106、107-1、107-2、108、109、110、111、116、117、118、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、152、153、154、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169-1、169-2、169-3、170-1、170-2、171-1、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181	3,384		水かん保3ha、 国立公347ha、 国定公2628ha、 砂防指定25ha、 急傾危険4haと重複
	上野村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、15、17、18、19、20、21、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、48	2,279		砂防指定30ha、 急傾危険1haと重複
	神流町	1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、3-3、3-4、4、5、6-1、7-1、7-2、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23-2、23-3、23-4、24、26、27、28、29、30、32-1、32-2、32-4、32-5、33-1、33-3、33-5、33-6、34、35、36、37、38、39、41、42、43、44、45、46、47、48、50、51、52、53、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87	2,620		保健保1ha、 砂防指定25ha、 急傾危険2haと重複
	下仁田町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、18、20、22、23、24、25、26、27、28、29、35、36、37、39、40-1、41、42-1、42-2、43、44、45、47、48、50、51、53-2、54、55、60、61、62、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、76、77、78、81、82、83、84、85、86、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、109、110-1、110-2、111、114、116、117、118、119、120、121、122、123、124、127、128、130、131、132、133、134、136、137、138、139、140、141、143、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158	3,778		水かん保0ha、 保健保0ha、 国定公2120ha、 国定公3183ha、 砂防指定37haと重複
	南牧村	1、2、3、4、6、7、8、9、13、14、15、16、17、18、19、20、21、24、25、26、27、28、29、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93-1、93-2、94、95	2,164		国定公10ha、 国定公251ha、 国定公3254ha、 砂防指定17ha、 急傾危険2haと重複
	甘楽町	3、5-1、5-2、11、15、16、18、19、20、21、22、24、25、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、47、51、52、53、54	120		砂防指定1haと重複
	計		17,838		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
土砂崩壊防備保安林	高崎市	1、2、4、6、7、10、11、120、141、143、156、161、165、167、169、170、172、256、258、267-1、268、271、272、273、274	58	別表 1-(2)	土流防保1ha、 砂防指定1ha、 急傾危険1ha、 地すべ防2ha、 風致地区1haと重複
	藤岡市	15、40、61、120-2、121-1、125-5、127、130、132、134、136、156、161、163、174	21		
	富岡市	4、5、40、57-1、77、79、89	15		
	安中市	7、30、33、45、62、67、70、79、92-1、93、111、122、124、133、147、181	28		砂防指定0haと重複
	上野村	1、2、3、4、20、39、40	10		
	神流町	3-4、14、15、23-2、23-3、26、29、61、62、64、68、70、78、82、85、86	24		砂防指定0ha、 急傾危険0ha、 地すべ防2haと重複
	下仁田町	20、22、28、41、45、53-2、57、59、60、64、66、67、71、81、90、91、92、98、99、100、105、106、108、109、132、150、151	90		国定公28haと重複
	南牧村	13、15、17、27、29、30、38、41、43、44、46、48、53、55、56、57、66、86、89、94	55		水かん保0ha、 急傾危険0haと重複
	甘楽町	8、21、22、31、32、33、34、37、40、52	24		砂防指定0haと重複
計		325			
防風保安林	高崎市	50	3	別表 1-(1)	
	藤岡市		—		
	富岡市		—		
	安中市		—		
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町		—		
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
計		3			
水害防備保安林	高崎市		—	別表 1-(2)	
	藤岡市		—		
	富岡市		—		
	安中市	69	1		
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町		—		
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
計		1			
干害防備保安林	高崎市	21、24、25、26、28、29、102、214、215、216	291	別表 1-(1)	砂防指定7haと重複
	藤岡市	1、9、10、11、12、13、14、15	334		風致地区12haと重複
	富岡市	72、73、78	31		国定公28haと重複
	安中市	27、36、45、82	67		保健保11haと重複
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町	82、96、97、108、129	110		国定公335ha、 砂防指定0haと重複
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
計		832			
落石防止保安林	高崎市	32	4	別表 1-(3)	
	藤岡市		—		
	富岡市		—		
	安中市		—		
	上野村	18	6		
	神流町		—		
	下仁田町		—		
	南牧村	6、16、26、33、38、39	4		
	甘楽町	16	1		
計		15			

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
保健保安林	高崎市	79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、91、92、93、94、95、96、97、98、100、101、136、137、138、158、161	1,802	別表 1-(4)	水かん保1,691ha、 土流防保94ha、 風致保21haと重複
	藤岡市	78、82、170、172、173、174	170		水かん保146ha、 土流防保23haと重複
	富岡市	54-2、57-2、86	95		土流防保95ha、 国定公135haと重複
	安中市	82	11		干害防保11haと重複
	上野村		-		
	神流町	30、32-2	1		土流防保1haと重複
	下仁田町	80、81	7		水かん保7ha、 土流防保0ha、 国定公27haと重複
	南牧村		-		
	甘楽町	15	3		
	計		2,088		
風致保安林	高崎市	136、137	39	別表 1-(2)	土流防保21ha、 保健保21haと重複
	藤岡市		-		
	富岡市	76	0		
	安中市		-		
	上野村		-		
	神流町		-		
	下仁田町	95、98、147	24		国定公特24haと重複
	南牧村		-		
	甘楽町		-		
	計		64		
国立公園 第3種特別地域	高崎市		-	自然公園法の 定めによる	
	藤岡市		-		
	富岡市		-		
	安中市	172	70		水かん保4ha、 土流防保47haと重複
	上野村		-		
	神流町		-		
	下仁田町	79、96	0		
	南牧村		-		
甘楽町		-			
	計		70		
国立公園 特別保護地区	高崎市		-	自然公園法の 定めによる	
	藤岡市		-		
	富岡市		-		
	安中市		-		
	上野村		-		
	神流町		-		
	下仁田町	95、147	24		風致保24haと重複
	南牧村		-		
甘楽町		-			
	計		24		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
国定公園	第1種特別地域	高崎市		—	
		藤岡市		—	
		富岡市	86	35	土流防保35ha、 保健保35haと重複
		安中市		—	
		上野村		—	
		神流町		—	
		下仁田町		—	
		南牧村	78	0	土流防保0haと重複
		甘楽町		—	
	計		35		
	第2種特別地域	高崎市		—	
		藤岡市		—	
		富岡市	78	34	干害防保8haと重複
		安中市	136、137、138、139、140、141、142、143、144、 145、146、148、149	807	土流防保628ha、 砂防指定0haと重複
		上野村		—	
		神流町		—	
		下仁田町	69、70、80、81、94、98、126、143、147	405	水かん保159ha、 土流防保120ha、 土崩防保8ha、 保健保7haと重複
		南牧村	32、62、63	122	土流防保51ha、 砂防指定0haと重複
	甘楽町		—		
	計		1,368		
	第3種特別地域	高崎市		—	
		藤岡市		—	
		富岡市	79、80	15	
		安中市	95	117	水かん保117haと重複
		上野村		—	
		神流町		—	
		下仁田町	70、74、75、76、78、79、93、94、95、96、97、99、 105、106、107、112、113、125、126、142	961	水かん保570ha、 土流防保183ha、 干害防保35ha、 砂防指定5haと重複
南牧村		78、79、80、81、82、84、87、88、89	516	土流防保254ha、 砂防指定0haと重複	
甘楽町			—		
計		1,609			
群馬県による自然環境保全区	高崎市	76	35	水かん保35haと重複	
	藤岡市		—		
	富岡市		—		
	安中市		—		
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町		—		
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
計		35			

自然公園法の定めによる

群馬県自然環境保全条例及び同条例施行規則の定めによる

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
砂防指定地	高崎市	1、2、4、5、7、8、10、11、12、16、21、23、24、26、27、32、35、36、37、38、48、49、55、57、66、67、69、70、71、72、102、112、113、118、124、125、126、127、142、143、144、156、160、161、162、165、166、170、171、172、176、183、184、191、193、195、196、197、202、210、211、212、213、216、218、221、233、236、241、250、254、255、257、258、259、266、267-1、268、270、271、272、273、274、275、280、281	206	群馬県砂防指定地管理条例及び同条例施行規則の定めによる	水かん保11ha、土流防保15ha、土崩防保1ha、干害防保7ha、急傾危険0ha、風致地区0haと重複
	藤岡市	14、15、41、43、44、56、80、87、90、91、95、97、101、104、105、118-1、118-2、119-1、121-1、121-2、122-1、122-2、123-3、124-3、129、130、134、135、151、159、167、173、174、175、176	47		土流防保1ha、急傾危険1haと重複
	富岡市	1、14、15、16、19、27、29、30、37、45、49、54-1、57-1、59、60-1、60-2、61、62、63、65、66、68、71、72、76、77、79、80、83、84、85、86、87	23		水かん保1ha、土流防保3ha、急傾危険0haと重複
	安中市	32、33、36、45、49、50、51、52、57、62、64、65、67、70、72、73、81、82、84、89-1、92-1、93、94、103、104、106、107-1、108、109、116、117、118、120、121、122、123、124、133、134、138、147、153、159、160、161、167、169-2、169-3、170-1	86		水かん保1ha、土流防保25ha、土崩防保0ha、国定公20haと重複
	上野村	2、14、20、21、22、34、35、36、38、40	44		水かん保2ha、土流防保30haと重複
	神流町	4、6-1、15、16、17、18、19、23-4、24、26、28、29、30、32-1、32-2、33-4、33-5、34、35、52、62、63、64、65、67、68、71、72、74、75	74		水かん保0ha、土流防保25ha、土崩防保0ha、急傾危険0haと重複
	下仁田町	6、7、8、18、24、25、26、36、37、41、45、57、59、60、61、63、64、65、73、74、75、76、77、78、82、83、91、92、93、95、97、98、99、109、111、124、127、129、134、142、143、144、145、146、148、154、155、157、158	124		水かん保15ha、土流防保37ha、干害防保0ha、国定公35haと重複
	南牧村	5、10、14、15、16、17、18、19、20、21、22、26、27、30、35、36、39、40、50、52、56、59、60、62、63、64、65、66、86、87、89、90、91、93-1	87		水かん保1ha、土流防保17ha、国定公20ha、国定公30haと重複
	甘楽町	4、5-1、6、8、32、36、37、40、41、43、44-1、47、52、53、54	29		土流防保1ha、土崩防保0haと重複
	計		721		
急傾斜地崩壊危険地域	高崎市	1、7、10、12、15、23、41、48、49、54、58、63、67、71、72、112、113、115、117、120、125、141、161、162、167、171、189、190、200、202、204、211、241、244、266、267-1、268、280	39	急傾斜地に関する法律の定めによる	土流防保4ha、土崩防保1ha、砂防指定0ha、風致地区1haと重複
	藤岡市	18、19、32、104、108、124-1、130、136、141、166、168、171、173、174、176、178	14		土流防保0ha、砂防指定1ha、地すべ防0haと重複
	富岡市	9、17、19、20、21、23、25、27、28、30、31、32、33、34、35、40、42、44、46、49、53、66、68、77、79、81、84、86、87、89、91	34		土流防保2ha、砂防指定0haと重複
	安中市	1、4、7、11-3、19、20、25、41、42、44-2、55、59、65、66、67、68、72、73、75、76、77、79、84、89-1、89-2、90、91、96、101、103、106、127、147、150、152	32		土流防保4haと重複
	上野村	3、20、31	2		土流防保1haと重複
	神流町	19、21、22、23-1、28、29、33-4、36、65、83、86	6		土流防保2ha、土崩防保0ha、砂防指定0haと重複
	下仁田町	14、16、21、45、49、90、136、139、153、156、157、158	9		
	南牧村	33、43、44、53、54、55、56、64、85、94、95	11		土流防保2ha、土崩防保0haと重複
	甘楽町	7、20、31、32、36、38、48	5		
計		152			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
地すべり防止地区	高崎市	10、242	4	地すべり防止に等よる	土流防保0ha、土崩防保2haと重複
	藤岡市	107、108	3		急傾危険0haと重複
	富岡市		—		
	安中市		—		
	上野村		—		
	神流町	70	2		土崩防保2haと重複
	下仁田町		—		
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
計		9			
都市計画による風致地区	高崎市	6、7、8	67	群馬県同条の規制による	土流防保13ha、土崩防保1ha、砂防指定0ha、急傾危険1haと重複
	藤岡市	1、2	40		干害防保12haと重複
	富岡市		—		
	安中市		—		
	上野村		—		
	神流町		—		
	下仁田町		—		
	南牧村		—		
	甘楽町		—		
計		107			

## 2 その他必要な事項

特になし

別表 1-(1) 制限林の施業方法

施業方法		備考	
伐採方法 ※1	その他		
伐採方法			伐採制限
<p><b>1 主伐</b></p> <p>(1) 伐採は主として区分皆伐による。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし保安林の機能維持又は強化のため特例のある場合はこの限りではない。</p> <p><b>2 間伐</b></p> <p>伐採は樹冠疎密度80%以上の箇所について行う。</p>	<p><b>1 主伐</b></p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2</p> <p><b>ア</b> 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p><b>イ</b> 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表1-(2)による。</p> <p><b>2 間伐</b></p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p><b>1 植栽</b></p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p><b>2 その他 ※3</b></p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ることを。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>

別表 1-(2) 制限林の施業方法

施業方法		備考	
伐採方法	※1		
伐採方法	伐採制限		
<p><b>1 主伐</b></p> <p>(1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし保安林の機能維持又は強化のため特例のある場合はこの限りではない。</p> <p><b>2 間伐</b> 伐採は樹冠疎密度80%以上の箇所について行う。</p>	<p><b>1 主伐</b></p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。</p> <p><b>2 間伐</b></p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p><b>1 植栽</b></p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p><b>2 その他 ※2</b> 立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ることを。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>



別表 1-(3) 制限林の施業方法

施業方法		備考
伐採方法 ※1		
伐採方法	伐採制限	
<p><b>1 主伐</b></p> <p>(1) 伐採は原則として禁伐とする。 ただし、被害を生ずる恐れが少ない箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし保安林の機能維持又は強化のため特例のある場合はこの限りではない。</p>	<p><b>1 主伐</b></p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。</p>	<p><b>1 植栽</b></p> <p>原則として植栽は行わない。</p> <p><b>2 その他 ※2</b></p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>

別表 1-(4) 制限林の施業方法

施 業 方 法		備 考	
伐 採 方 法 ※1	そ の 他		
伐 採 方 法			伐 採 制 限
<p><b>1 主 伐</b></p> <p>(1) 伐採は原則として択伐とする。                      なお、景観維持を目的とする森林のうち主要な利用施設又は眺望点からの視界外にある箇所は区分皆伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。                      ただし、保安林の機能維持又は強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p><b>2 間 伐</b></p> <p>伐採は樹冠疎密度80%以上の箇所について行う。</p>	<p><b>1 主 伐</b></p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2  <b>ア</b> 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p><b>イ</b> 1伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表1-(2)による。</p> <p><b>2 間 伐</b></p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p><b>1 植 栽</b></p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p><b>2 その他 ※3</b></p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ることを。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年                      2月1日                      6月1日                      9月1日                      12月1日                      に公表される。                      公表日が日曜日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>

( 附 ) 参 考 资 料

# 1 森林計画の概況

## (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積							森林比率 ②/①*100	
		総数 ②	国有林			民有林				
			総数	林野庁所管	その他省庁	総数	5条対象	5条対象外		
総数	170,088	113,199	29,515	29,072	443	83,684	83,684	-	67	
西部環境 森林事務所	管内総数	73,547	38,790	11,389	10,950	439	27,401	27,401	-	53
	高崎市	45,916	21,684	3,990	3,551	439	17,694	17,694	-	47
	安中市	27,631	17,106	7,398	7,398	-	9,707	9,707	-	62
藤岡森林 事務所	管内総数	47,674	38,371	9,540	9,537	3	28,830	28,830	-	80
	藤岡市	18,029	10,424	228	228	-	10,197	10,197	-	58
	上野村	18,185	17,556	7,455	7,455	-	10,101	10,101	-	97
	神流町	11,460	10,391	1,858	1,855	3	8,533	8,533	-	91
富岡森林 事務所	管内総数	48,867	36,038	8,586	8,585	1	27,452	27,452	-	74
	富岡市	12,285	5,350	606	605	1	4,744	4,744	-	44
	下仁田町	18,838	16,385	3,637	3,637	-	12,748	12,748	-	87
	南牧村	11,883	10,855	3,734	3,734	-	7,121	7,121	-	91
	甘楽町	5,861	3,448	609	609	-	2,839	2,839	-	59

注：区域面積は、平成30年度群馬県市町村要覧による。

## (2) 地 況

### ア 気 候

観測地	気温（℃）			年間降水量 （mm）	最高積雪深 （cm）	主風の方向	備考
	極最高	極最低	年平均				
上里見	39.8	-8.7	14.3	1,326		西北西	榛名町
西野牧	38.1	-9.4	12.7	1,246		北北西	下仁田町
神流	37.3	-10.3	12.2	1,201		南西	神流町

注：前橋气象台資料（平成26年～平成30年度）による。

イ 地 勢

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質・土壌等

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総数	170,088	113,235	15,616	5,407	10,218	41,237	11,844	
西部 環境 森林 事務所	管内総数	73,547	38,834	9,830	3,786	6,050	24,883	8,171
	高崎市	45,916	21,727	6,280	2,790	3,490	17,909	6,454
	安中市	27,631	17,108	3,550	996	2,560	6,973	1,717
藤岡 森林 事務所	管内総数	47,674	38,363	2,055	872	1,187	7,256	1,723
	藤岡市	18,029	10,420	1,850	872	982	5,759	1,598
	上野村	18,185	17,556	84	-	84	545	42
	神流町	11,460	10,387	121	-	121	952	83
富岡 森林 事務所	管内総数	48,867	36,039	3,731	749	2,981	9,097	1,950
	富岡市	12,285	5,350	2,090	539	1,550	4,845	1,228
	下仁田町	18,838	16,386	570	39	531	1,882	262
	南牧村	11,883	10,855	121	-	121	907	68
	甘楽町	5,861	3,448	950	171	779	1,463	392

注：森林以外については、平成30年度群馬県統計年鑑、平成30年市町村要覧による。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総数	2,371,467	23,261	21,457	1,731	73	881,085	1,467,121	
西部環境 森林事務所	管内総数	1,762,370	14,950	13,988	924	38	581,793	1,165,627
	高崎市	1,501,390	10,849	10,431	382	36	441,673	1,048,867
	安中市	260,980	4,101	3,557	542	2	140,120	116,760
藤岡森林 事務所	管内総数	289,829	3,189	2,893	263	33	149,135	137,505
	藤岡市	278,532	2,822	2,754	63	6	147,549	128,160
	上野村	4,503	272	87	171	14	400	3,832
	神流町	6,794	95	52	29	13	1,186	5,513
富岡森林 事務所	管内総数	319,268	5,121	4,576	543	2	150,157	163,990
	富岡市	241,436	3,095	2,815	279	-	118,009	120,332
	下仁田町	26,750	657	480	176	1	7,846	18,246
	南牧村	5,721	102	67	35	0	1,212	4,407
	甘楽町	45,363	1,268	1,214	53	1	23,090	21,005

注：平成28年度市町村民経済計算による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総数	276,904	11,061	10,659	377	25	83,739	174,619	
西部環境 森林事務所	管内総数	206,309	6,373	6,209	148	16	57,476	135,773
	高崎市	177,776	5,025	4,890	119	16	47,889	119,159
	安中市	28,533	1,348	1,319	29	-	9,587	16,614
藤岡森林 事務所	管内総数	34,075	1,648	1,542	100	6	12,038	20,011
	藤岡市	32,734	1,440	1,400	37	3	11,696	19,221
	上野村	577	128	84	44	-	116	333
	神流町	764	80	58	19	3	226	457
富岡森林 事務所	管内総数	36,520	3,040	2,908	129	3	14,225	18,835
	富岡市	25,078	1,791	1,730	61	-	9,825	13,175
	下仁田町	3,678	481	442	38	1	1,399	1,779
	南牧村	757	79	63	16	-	279	396
	甘楽町	7,007	689	673	14	2	2,722	3,485

注：1 平成27年度国勢調査による。  
2 総数には分類不能を含む。

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		83,684	30,902	333	108	-	-	175	2	0	376	18	2		
立木地	総数	総数	81,992	30,902	333	108	-	-	175	2	0	376	18	2	
		針	45,263	25,291	287	27	-	-	76	-	-	177	9	1	
		広	36,730	5,611	47	81	-	-	99	2	0	200	9	1	
	人工林	総数	総数	45,639	25,317	288	47	-	-	113	1	0	235	13	2
			針	45,150	25,270	287	27	-	-	76	-	-	177	9	1
			広	488	47	2	19	-	-	37	1	0	58	4	0
		育成単層林	総数	45,140	25,145	285	47	-	-	107	1	0	225	12	2
			針	44,670	25,100	283	27	-	-	74	-	-	169	9	1
			広	469	45	1	19	-	-	33	1	0	56	4	0
		育成複層林	総数	237	118	1	-	-	-	0	-	-	-	-	-
			針	263	54	2	-	-	-	5	0	0	10	0	0
			広	234	118	1	-	-	-	0	-	-	-	-	-
	天然林	総数	総数	246	52	2	-	-	-	1	-	-	7	0	0
			針	2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	17	1	0	-	-	-	4	0	0	2	0	0
		育成単層林	総数	36,354	5,585	45	62	-	-	62	1	0	141	5	1
			針	113	21	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	36,241	5,564	45	62	-	-	62	1	0	141	5	1
育成複層林		総数	145	20	0	2	-	-	-	-	-	1	0	0	
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	145	20	0	2	-	-	-	-	-	1	0	0	
天然生林	総数	36	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	針	4	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広	36	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
天然生林	総数	4	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広	36	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
天然生林	総数	4	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広	36	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
天然生林	総数	36,168	5,558	45	60	-	-	62	1	0	140	5	1		
	針	113	21	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広	36,055	5,538	45	60	-	-	62	1	0	140	5	1		
竹林		675	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	878	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	256	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	623	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		138	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。



単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m<sup>3</sup>

4 齡級			5 齡級			6 齡級			7 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
508	39	3	971	106	7	1,447	219	11	1,688	330	12
508	39	3	971	106	7	1,447	219	11	1,688	330	12
277	24	2	572	73	6	903	166	10	1,076	263	11
230	15	1	399	33	1	544	53	1	612	66	1
347	30	3	655	81	6	983	175	10	1,113	268	11
277	24	2	572	73	6	903	166	10	1,076	263	11
69	6	0	84	8	0	80	9	0	38	5	0
332	28	3	599	74	6	889	159	9	1,063	257	10
263	22	2	521	66	5	816	150	9	1,026	253	10
69	6	0	79	8	0	74	9	0	36	4	0
5	1	0	5	1	0	3	1	0	1	0	0
10	1	0	51	6	0	91	16	1	49	11	0
5	1	0	5	1	0	2	0	0	0	0	0
9	1	0	46	6	0	86	15	1	49	11	0
-	-	-	-	-	-	1	0	0	1	0	0
1	0	0	5	0	0	5	0	0	0	0	-
161	10	1	315	25	1	464	44	1	575	62	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
161	10	1	315	25	1	464	44	1	575	62	1
3	0	0	7	1	0	11	1	0	13	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0	0	7	1	0	11	1	0	13	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	0	0	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	0	0	-	-	-	-	-	-
158	9	1	307	24	1	453	42	1	562	60	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
158	9	1	307	24	1	453	42	1	562	60	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		8 齡級			9 齡級			1 0 齡級			1 1 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		2,641	655	18	3,542	1,032	21	5,626	2,008	30	8,429	3,385	42		
立木地	総数	総数	2,641	655	18	3,542	1,032	21	5,626	2,008	30	8,429	3,385	42	
		針	1,721	546	16	2,122	849	19	3,620	1,733	27	5,513	2,963	38	
		広	919	109	2	1,420	183	2	2,006	275	3	2,916	422	4	
	人工林	総数	総数	1,739	549	16	2,139	852	19	3,675	1,740	27	5,519	2,964	38
			針	1,721	546	16	2,122	849	19	3,620	1,733	27	5,513	2,963	38
			広	18	2	0	17	2	0	55	8	0	6	1	0
		育成単層林	総数	1,702	536	16	2,137	851	19	3,670	1,738	27	5,476	2,946	37
			針	1,684	534	16	2,120	849	19	3,615	1,731	27	5,471	2,945	37
			広	18	2	0	17	2	0	55	8	0	6	1	0
		育成複層林	総数	2 35	1 12	0 0	2 -	1 -	0 -	5 -	2 -	0 -	42 0	18 0	0 -
			針	2 35	1 12	0 0	2 -	1 -	0 -	5 -	2 -	0 -	42 0	18 0	0 -
			広	- 0	- 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	天然林	総数	総数	901	107	2	1,404	181	2	1,951	267	3	2,910	421	4
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	901	107	2	1,404	181	2	1,951	267	3	2,910	421	4
		育成単層林	総数	18	2	0	26	3	0	16	2	0	6	1	0
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	18	2	0	26	3	0	16	2	0	6	1	0
		育成複層林	総数	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	2 -	0 -	0 -	1 -	0 -	0 -
			針	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
広			0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	2 -	0 -	0 -	1 -	0 -	0 -	
天然生林		総数	883	104	2	1,378	177	2	1,933	265	3	2,903	420	4	
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	883	104	2	1,378	177	2	1,933	265	3	2,903	420	4	
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m<sup>3</sup>

1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			1 5 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
11,528	5,292	52	13,333	5,705	45	12,760	5,416	41	6,758	2,288	17
11,528	5,292	52	13,333	5,705	45	12,760	5,416	41	6,758	2,288	17
7,936	4,745	47	7,542	4,787	38	6,514	4,388	35	2,251	1,535	12
3,592	547	5	5,790	918	6	6,246	1,028	6	4,507	753	5
7,938	4,745	47	7,545	4,788	38	6,515	4,388	35	2,251	1,535	12
7,936	4,745	47	7,542	4,787	38	6,514	4,388	35	2,251	1,535	12
3	0	0	3	1	0	1	0	-	0	0	-
7,905	4,728	47	7,502	4,766	38	6,470	4,363	35	2,232	1,524	12
7,903	4,728	47	7,499	4,766	38	6,470	4,363	35	2,232	1,524	12
3	0	0	3	1	0	1	0	-	0	0	-
32	17	0	41	20	0	41	24	0	18	10	0
1	0	0	2	1	0	3	2	0	1	1	0
32	17	0	41	20	0	41	24	0	18	10	0
1	0	0	2	1	0	3	2	0	1	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,590	547	5	5,787	918	6	6,245	1,028	6	4,507	753	5
-	-	-	0	0	-	0	0	-	-	-	-
3,590	547	5	5,787	918	6	6,245	1,028	6	4,507	753	5
3	0	0	29	5	0	5	1	0	3	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0	0	29	5	0	5	1	0	3	0	0
7	1	0	3	0	0	13	2	0	1	0	-
3	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	1	0	3	0	0	13	2	0	1	0	-
3	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,577	545	5	5,755	912	6	6,228	1,025	6	4,504	752	5
-	-	-	0	0	-	0	0	-	-	-	-
3,577	545	5	5,755	912	6	6,228	1,025	6	4,504	752	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		3,941	1,467	11	2,419	945	7	1,645	591	4	1,379	477	4		
立木地	総数	総数	3,941	1,467	11	2,419	945	7	1,645	591	4	1,379	477	4	
		針	1,582	1,073	8	1,054	717	6	663	427	3	501	330	3	
		広	2,359	394	3	1,365	228	2	982	164	1	877	146	1	
	人工林	総数	総数	1,582	1,073	8	1,053	717	6	662	427	3	501	330	3
			針	1,582	1,073	8	1,053	717	6	662	427	3	501	330	3
			広	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
		育成単層林	総数	1,565	1,064	8	1,049	714	6	659	425	3	498	328	3
			針	1,565	1,064	8	1,048	714	6	659	425	3	498	328	3
			広	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
		育成複層林	総数	17	9	0	4	3	0	3	2	0	3	2	0
			針	17	9	0	4	3	0	3	2	0	3	2	0
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天然林	総数	総数	2,359	394	3	1,366	228	2	983	164	1	877	146	1
			針	-	-	-	1	0	0	0	0	0	0	0	-
			広	2,359	394	3	1,365	228	2	982	164	1	877	146	1
		育成単層林	総数	0	0	0	4	1	0	-	-	-	-	-	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	0	0	0	4	1	0	-	-	-	-	-	-
育成複層林		総数	3	1	0	4	1	0	-	-	-	-	-	-	
		針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	3	1	0	4	1	0	-	-	-	-	-	-	
天然生林		総数	2,355	393	3	1,358	227	1	983	164	1	877	146	1	
		針	-	-	-	1	0	0	0	0	0	0	0	-	
		広	2,355	393	3	1,357	227	1	982	164	1	877	146	1	
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地		総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m<sup>3</sup>

2 0 齡級			2 1 齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
1,106	342	3	1,614	584	4
1,106	342	3	1,614	584	4
328	213	2	807	450	3
778	130	1	807	135	1
329	213	2	698	429	3
328	213	2	698	429	3
1	-	-	0	-	-
326	211	2	685	421	3
325	211	2	685	421	3
1	-	-	0	-	-
1	1	0	10	6	0
1	1	0	3	2	0
1	1	0	10	6	0
1	1	0	3	2	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
777	130	1	917	155	1
1	0	0	110	20	0
776	130	1	807	135	1
0	0	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
0	0	-	-	-	-
-	-	-	1	0	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	0	0
-	-	-	-	-	-
777	130	1	915	155	1
1	0	0	110	20	0
776	130	1	806	135	1
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分	総数	立												
		総 数			人 工 林									
		総 数			育成単層林			育成複層林						
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	
総 数	面積	83,684	81,992	45,263	36,730	45,639	45,150	488	45,140	44,670	469	499	480	19
	材積	30,902	30,902	25,291	5,611	25,317	25,270	47	25,145	25,100	45	172	170	2
	成長量	333	333	287	47	288	287	2	285	283	1	4	4	0
制限林	面積	36,907	36,531	19,406	17,125	19,523	19,308	214	19,124	18,924	199	399	384	15
	材積	12,525	12,525	9,827	2,699	9,831	9,809	22	9,705	9,684	21	126	125	1
	成長量	142	142	120	22	120	120	1	118	117	1	3	3	0
普通林	面積	46,776	45,461	25,857	19,604	26,116	25,842	274	26,016	25,746	270	100	96	4
	材積	18,376	18,376	15,464	2,912	15,486	15,461	25	15,441	15,416	24	45	45	0
	成長量	192	192	167	25	168	167	1	167	166	1	1	1	0

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m<sup>3</sup>

木 地												竹	無 立 木 地			更 新 困 難 地
天 然 林													總 數	伐 採 跡 地	未 立 木 地	
總 數			育 成 單 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林							
總 數	針	広	總 數	針	広	總 數	針	広	總 數	針	広					
36,354	113	36,241	145	-	145	41	-	41	36,168	113	36,055	675	878	256	623	138
5,585	21	5,564	20	-	20	6	-	6	5,558	21	5,538	-	-	-	-	-
45	0	45	0	-	0	0	-	0	45	0	45	-	-	-	-	-
17,009	97	16,911	16	-	16	38	-	38	16,955	97	16,858	114	151	48	103	111
2,694	18	2,676	2	-	2	6	-	6	2,686	18	2,668	-	-	-	-	-
21	0	21	0	-	0	0	-	0	21	0	21	-	-	-	-	-
19,345	16	19,330	130	-	130	3	-	3	19,213	16	19,197	561	727	207	520	27
2,890	3	2,888	17	-	17	1	-	1	2,872	3	2,870	-	-	-	-	-
24	0	24	0	-	0	0	-	0	24	0	24	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木													
			総 数			人 工 林										
						総 数			育成単層林			育成複層林				
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広		
総 数	面積	83,684	81,992	45,263	36,730	45,639	45,150	488	45,140	44,670	469	499	480	19		
	材積	30,902	30,902	25,291	5,611	25,317	25,270	47	25,145	25,100	45	172	170	2		
西部森林環境事務所	管内総数	面積	27,401	26,604	14,163	12,441	14,357	14,163	194	14,074	13,892	182	283	271	12	
		材積	9,618	9,618	7,765	1,853	7,783	7,765	18	7,702	7,685	17	81	80	1	
	高崎市	面積	17,694	17,218	9,254	7,964	9,381	9,254	127	9,192	9,072	120	189	182	7	
		材積	5,979	5,979	4,798	1,182	4,809	4,798	12	4,750	4,739	11	59	59	1	
	安中市	面積	9,707	9,386	4,909	4,478	4,976	4,909	68	4,882	4,820	62	94	89	5	
		材積	3,639	3,639	2,968	671	2,974	2,968	6	2,952	2,946	6	22	21	0	
藤岡森林事務所	管内総数	面積	28,830	28,365	15,683	12,682	15,719	15,572	147	15,618	15,478	141	100	94	7	
		材積	10,279	10,279	8,319	1,959	8,313	8,299	14	8,283	8,269	14	30	30	1	
	藤岡市	面積	10,197	9,960	6,877	3,083	6,951	6,877	75	6,911	6,843	68	40	34	6	
		材積	4,528	4,528	4,064	464	4,072	4,064	8	4,059	4,052	7	13	12	1	
	上野村	面積	10,101	10,013	3,860	6,153	3,780	3,749	31	3,742	3,711	31	38	38	-	
		材積	2,609	2,609	1,655	954	1,637	1,634	3	1,625	1,622	3	12	12	-	
	神流町	面積	8,533	8,392	4,947	3,445	4,987	4,946	41	4,965	4,924	41	22	22	0	
		材積	3,142	3,142	2,601	541	2,604	2,601	4	2,599	2,595	4	5	5	0	
	富岡森林事務所	管内総数	面積	27,452	27,023	15,417	11,607	15,563	15,416	147	15,447	15,300	147	116	116	-
			材積	11,005	11,005	9,206	1,799	9,221	9,206	15	9,161	9,146	15	60	60	-
富岡市		面積	4,744	4,632	2,346	2,286	2,389	2,346	44	2,376	2,333	44	13	13	-	
		材積	1,767	1,767	1,436	331	1,441	1,436	5	1,438	1,433	5	4	4	-	
下仁田町		面積	12,748	12,593	7,196	5,397	7,262	7,196	66	7,162	7,097	66	100	100	-	
		材積	5,070	5,070	4,211	858	4,218	4,211	7	4,163	4,156	7	56	56	-	
南牧村		面積	7,121	7,044	4,210	2,834	4,222	4,209	12	4,218	4,206	12	3	3	-	
		材積	2,916	2,916	2,471	445	2,472	2,471	1	2,471	2,470	1	1	1	-	
甘楽町		面積	2,839	2,755	1,665	1,090	1,690	1,665	25	1,690	1,665	25	-	-	-	
		材積	1,252	1,252	1,088	165	1,090	1,088	2	1,090	1,088	2	-	-	-	



単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m<sup>3</sup>

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
36,354	113	36,241	145	-	145	41	-	41	36,168	113	36,055	675	878	256	623	138
5,585	21	5,564	20	-	20	6	-	6	5,558	21	5,538	-	-	-	-	-
12,247	0	12,247	66	-	66	24	-	24	12,157	0	12,157	353	395	75	320	50
1,835	0	1,835	9	-	9	4	-	4	1,823	0	1,823	-	-	-	-	-
7,837	0	7,837	49	-	49	17	-	17	7,771	0	7,771	185	286	49	237	5
1,170	0	1,170	7	-	7	3	-	3	1,161	0	1,161	-	-	-	-	-
4,410	-	4,410	17	-	17	7	-	7	4,386	-	4,386	167	109	26	83	44
665	-	665	2	-	2	1	-	1	662	-	662	-	-	-	-	-
12,646	112	12,534	56	-	56	13	-	13	12,577	112	12,466	147	276	60	216	43
1,966	20	1,945	8	-	8	2	-	2	1,956	20	1,935	-	-	-	-	-
3,008	-	3,008	28	-	28	-	-	-	2,980	-	2,980	109	125	38	87	2
456	-	456	4	-	4	-	-	-	453	-	453	-	-	-	-	-
6,232	111	6,122	20	-	20	-	-	-	6,212	111	6,101	11	37	6	31	40
972	20	952	3	-	3	-	-	-	969	20	949	-	-	-	-	-
3,405	1	3,404	8	-	8	13	-	13	3,385	1	3,384	27	114	16	98	-
537	0	537	1	-	1	2	-	2	534	0	534	-	-	-	-	-
11,461	1	11,460	23	-	23	5	-	5	11,433	1	11,433	175	208	121	87	46
1,783	0	1,783	3	-	3	1	-	1	1,780	0	1,780	-	-	-	-	-
2,243	-	2,243	15	-	15	1	-	1	2,227	-	2,227	75	36	12	23	1
326	-	326	2	-	2	0	-	0	324	-	324	-	-	-	-	-
5,331	-	5,331	7	-	7	-	-	-	5,324	-	5,324	33	113	66	47	9
851	-	851	1	-	1	-	-	-	850	-	850	-	-	-	-	-
2,822	1	2,821	0	-	0	4	-	4	2,818	1	2,818	6	37	25	11	35
444	0	444	0	-	0	1	-	1	443	0	443	-	-	-	-	-
1,066	-	1,066	1	-	1	-	-	-	1,064	-	1,064	60	23	17	6	0
162	-	162	0	-	0	-	-	-	162	-	162	-	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木												
			総 数			人 工 林									
						総 数			育成単層林			育成複層林			
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	
総数	面積	83,684	81,992	45,263	36,730	45,639	45,150	488	45,140	44,670	469	499	480	19	
	材積	30,902	30,902	25,291	5,611	25,317	25,270	47	25,145	25,100	45	172	170	2	
県有林	面積	2,867	2,782	1,083	1,699	1,112	1,083	29	1,097	1,072	26	15	12	3	
	材積	796	796	524	272	527	524	3	524	521	3	3	3	0	
市町村有林	面積	3,789	3,722	2,506	1,216	2,592	2,506	86	2,552	2,472	80	39	34	6	
	材積	1,507	1,507	1,323	184	1,330	1,323	7	1,319	1,313	6	11	11	0	
私有林	法人	面積	15,120	14,783	6,898	7,885	6,865	6,788	77	6,648	6,575	72	217	213	4
		材積	4,579	4,579	3,356	1,223	3,343	3,336	7	3,276	3,270	6	67	66	0
	共有	面積	7,513	7,402	3,902	3,500	3,926	3,902	25	3,877	3,857	20	49	45	4
		材積	2,725	2,725	2,188	537	2,191	2,188	2	2,180	2,178	2	11	11	0
	個人	面積	54,390	53,300	30,871	22,428	31,141	30,869	272	30,963	30,692	271	178	177	2
		材積	21,293	21,293	17,898	3,396	17,925	17,897	28	17,845	17,818	28	80	79	0
	その他	面積	4	4	2	2	2	2	-	2	2	-	-	-	-
		材積	2	2	2	0	2	2	-	2	2	-	-	-	-

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m<sup>3</sup>

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
36,354	113	36,241	145	-	145	41	-	41	36,168	113	36,055	675	878	256	623	138
5,585	21	5,564	20	-	20	6	-	6	5,558	21	5,538	-	-	-	-	-
1,669	-	1,669	-	-	-	-	-	-	1,669	-	1,669	3	78	3	75	5
269	-	269	-	-	-	-	-	-	269	-	269	-	-	-	-	-
1,130	-	1,130	17	-	17	-	-	-	1,114	-	1,114	5	58	3	55	4
177	-	177	3	-	3	-	-	-	174	-	174	-	-	-	-	-
7,918	110	7,808	11	-	11	24	-	24	7,883	110	7,773	53	225	42	182	60
1,236	20	1,216	2	-	2	4	-	4	1,231	20	1,211	-	-	-	-	-
3,476	-	3,476	4	-	4	6	-	6	3,465	-	3,465	33	64	28	36	13
534	-	534	0	-	0	1	-	1	533	-	533	-	-	-	-	-
22,159	3	22,156	113	-	113	10	-	10	22,035	3	22,032	580	453	179	274	57
3,368	0	3,368	15	-	15	2	-	2	3,352	0	3,351	-	-	-	-	-
2	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	0	-	-	-	-
0	-	0	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林										保安施設地区	
	保水源かん養	保土砂流出防備	保土砂崩壊防備	防風保安林	保水害防備	保干害防備	保落石防止	保健保安林	風致保安林	計		
総数	16,232	(4) 17,833	(1) 324	(-) 3	(-) 1	(-) 832	(-) 15	(2,069) 20	(21) 43	(2,095) 35,302	(-) -	
西部森林環境事務所	管内総数	7,087	(4) 5,450	(1) 85	(-) 3	(-) 1	(-) 357	(-) 4	(1,796) 17	(21) 19	(1,822) 13,023	(-) -
	高崎市	5,794	(2) 2,069	(1) 57	(-) 3	(-) -	(-) 291	(-) 4	(1,785) 17	(21) 19	(1,808) 8,254	(-) -
	安中市	1,293	(3) 3,381	(-) 28	(-) -	(-) 1	(-) 67	(-) -	(11) -	(-) -	(14) 4,770	(-) -
藤岡森林事務所	管内総数	5,371	(-) 6,054	(-) 55	(-) -	(-) -	(-) 334	(-) 6	(170) -	(-) -	(170) 11,821	(-) -
	藤岡市	1,208	(-) 1,154	(-) 21	(-) -	(-) -	(-) 334	(-) -	(170) -	(-) -	(170) 2,717	(-) -
	上野村	3,515	(-) 2,279	(-) 10	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 6	(-) -	(-) -	(-) 5,810	(-) -
	神流町	649	(-) 2,620	(-) 24	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) -	(-) -	(1) 3,293	(-) -
富岡森林事務所	管内総数	3,774	(0) 6,329	(0) 183	(-) -	(-) -	(-) 141	(-) 4	(102) 3	(-) 24	(103) 10,458	(-) -
	富岡市	684	(-) 267	(-) 15	(-) -	(-) -	(-) 31	(-) -	(95) -	(-) 0	(95) 998	(-) -
	下仁田町	2,132	(0) 3,778	(-) 90	(-) -	(-) -	(-) 110	(-) -	(7) -	(-) 24	(8) 6,135	(-) -
	南牧村	613	(-) 2,164	(0) 55	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 4	(-) -	(-) -	(0) 2,835	(-) -
	甘楽町	344	(-) 120	(-) 24	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 3	(-) -	(-) 491	(-) -

注：1 左側の欄から記入し、左側の制限林と重複する面積は上段に( )書きで外数とした。  
 2 砂防指定地より右側の面積は見込みである。

単位 面積：h a

砂防指定地	崩壊危険区域	地すべり防止地区	自然公園（国立公園）		自然公園（国定公園）					地域特別地区保全	風致地区	合計
			第三種特別地域	計	特別保護区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	計			
(200) 521	(19) 133	(4) 5	(51) 19	(51) 19	(24) -	(35) -	(972) 396	(1,160) 449	(2,191) 845	(35) -	(27) 81	(4,621) 36,907
(62) 230	(9) 62	(2) 2	(51) 19	(51) 19	(-) -	(-) -	(628) 180	(117) -	(744) 180	(35) -	(15) 53	(2,741) 13,568
(36) 170	(6) 34	(2) 2	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(35) -	(15) 53	(1,901) 8,512
(26) 60	(4) 28	(-) -	(51) 19	(51) 19	(-) -	(-) -	(628) 180	(117) -	(744) 180	(-) -	(-) -	(839) 5,056
(58) 108	(5) 17	(2) 3	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(12) 28	(247) 11,977
(1) 46	(2) 11	(0) 3	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(12) 28	(185) 2,806
(32) 12	(1) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(33) 5,824
(25) 50	(2) 4	(2) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(29) 3,347
(80) 183	(4) 55	(-) -	(-) 0	(-) 0	(24) -	(35) -	(344) 217	(1,043) 449	(1,447) 666	(-) -	(-) -	(1,633) 11,363
(4) 19	(2) 33	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(35) -	(8) 27	(-) 15	(42) 41	(-) -	(-) -	(143) 1,090
(55) 69	(-) 9	(-) -	(-) 0	(-) 0	(24) -	(-) -	(286) 119	(789) 172	(1,099) 291	(-) -	(-) -	(1,162) 6,504
(19) 68	(3) 8	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(0) -	(51) 71	(254) 262	(305) 333	(-) -	(-) -	(327) 3,245
(2) 27	(-) 5	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(2) 523

(6) 樹種別面積・材積表

単位 面積：h a、材積：1,000m<sup>3</sup>

林種 樹種	総数		人工林		天然林	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総数	81,992	30,902	45,639	25,317	36,354	5,585
スギ	32,343	21,222	32,343	21,222	-	-
ヒノキ	7,358	2,043	7,358	2,043	-	-
マツ	1,781	677	1,781	677	-	-
カラマツ	3,566	1,302	3,566	1,302	-	-
その他針葉樹	215	47	102	26	113	21
クヌギ	435	76	37	6	398	70
アカシア	210	33	-	-	210	33
ぼう芽更新	35,594	5,457	-	-	35,594	5,457
天然下種更新	20	1	-	-	20	1
その他広葉樹	470	44	451	41	19	3

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：h a

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
該当なし								

(8) 荒廢地等の面積

単位 面積：h a

区分		荒廢地			荒廢危険地
		崩壊地	地すべり地	小計	
総数		1.10	22.05	23.15	10,169.58
西部 環境 森林 事務所	管内総数	0.82	-	0.82	2,801.08
	高崎市	0.67	-	0.67	1,841.15
	安中市	0.15	-	0.15	959.93
藤岡 森林 事務所	管内総数	-	-	-	3,906.73
	藤岡市	-	-	-	1,575.79
	上野村	-	-	-	733.75
	神流町	-	-	-	1,597.19
富岡 森林 事務所	管内総数	0.28	22.05	22.33	3,461.77
	富岡市	-	-	-	219.05
	下仁田町	0.27	22.05	22.32	1,995.88
	南牧村	0.01	-	0.01	624.95
	甘楽町	-	-	-	621.89

(9) 森林の被害

単位 面積：h a

種類	山火事			水害			雪害			凍害			病虫害			野兎鼠害			獣害		
	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30
総数	0.71	3.83	5.41	0.32	0.99	0.10	-	-	-	-	-	1.01	3.19	8.53	3.52	-	-	-	12.03	25.45	25.87
西部 環境 森林 事務所	管内総数	0.33	0.28	5.23	0.08	0.88	0.06	-	-	-	-	-	0.90	5.65	2.80	-	-	-	4.83	5.07	5.33
	高崎市	0.19	0.28	0.08	0.08	0.73	0.06	-	-	-	-	-	0.90	5.31	2.80	-	-	-	3.88	3.05	1.65
	安中市	0.14	-	5.15	-	0.15	-	-	-	-	-	-	-	0.34	-	-	-	-	0.95	2.02	3.68
藤岡 森林 事務所	管内総数	0.30	-	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	2.28	1.34	0.61	-	-	-	4.98	18.59	17.92
	藤岡市	0.27	-	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	2.21	1.33	0.18	-	-	-	0.05	0.10	-
	上野村	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.43	-	-	-	-	2.61	2.61
	神流町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.07	-	-	-	-	-	4.93	15.88	15.31
富岡 森林 事務所	管内総数	0.09	3.55	0.13	0.24	0.11	0.04	-	-	-	-	1.01	0.01	1.54	0.11	-	-	-	2.22	1.79	2.62
	富岡市	0.09	-	0.13	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.01	0.04	-	-	-	0.09	-	0.90
	下仁田町	-	-	-	0.24	0.03	0.03	-	-	-	-	-	-	0.27	0.03	-	-	-	2.01	1.21	1.42
	南牧村	-	3.55	-	-	-	0.01	-	-	-	-	1.01	-	1.26	0.03	-	-	-	0.12	0.58	-
	甘楽町	-	-	-	-	0.08	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	-	-	-	-	-	0.30

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

区 分		所有階層別		総数	0.3 未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～3.0	3.0～5.0
		所有者数	面積						
総数		所有者数		25,694	8,345	3,000	4,168	5,450	1,701
		面積		83,684	1,143	1,167	2,972	9,537	6,571
西部 森林 環境 事務所	管内総数	所有者数		10,752	4,303	1,373	1,722	1,973	526
		面積		27,401	575	533	1,226	3,409	2,017
	高崎市	所有者数		6,259	2,375	777	1,044	1,221	347
		面積		17,694	317	303	745	2,110	1,332
	安中市	所有者数		4,493	1,928	596	678	752	179
		面積		9,707	258	230	481	1,299	685
藤岡 森林 事務所	管内総数	所有者数		5,455	1,331	542	798	1,256	489
		面積		28,830	188	210	567	2,216	1,897
	藤岡市	所有者数		2,659	807	311	427	571	198
		面積		10,197	110	120	307	980	771
	上野村	所有者数		913	100	67	116	229	112
		面積		10,101	16	26	83	424	439
	神流町	所有者数		1,883	424	164	255	456	179
		面積		8,533	63	64	177	812	687
富岡 森林 事務所	管内総数	所有者数		9,487	2,711	1,085	1,648	2,221	686
		面積		27,452	380	424	1,179	3,912	2,657
	富岡市	所有者数		3,440	1,471	497	621	594	133
		面積		4,744	194	194	437	1,009	512
	下仁田町	所有者数		2,948	649	280	501	742	258
		面積		12,748	96	110	360	1,316	1,008
	南牧村	所有者数		1,831	283	157	285	543	197
		面積		7,121	44	61	207	982	761
甘楽町	所有者数		1,268	308	151	241	342	98	
	面積		2,839	46	59	174	606	376	

注：複数の市町村に森林を所有する所有者については、森林の所在する各市町村ごとに集計を行っている。



単位 所有者数：人 面積：h a

5.0～10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 30.0	30.0～ 50.0	50.0～ 100.0	100.0～ 200.0	200.0～ 500.0	500.0 以上
1,585	825	269	197	95	29	24	6
11,138	11,492	6,528	7,355	6,613	3,988	6,752	8,428
447	221	70	61	37	11	4	4
3,105	3,043	1,683	2,283	2,635	1,621	1,103	4,166
262	128	37	34	22	6	2	4
1,826	1,753	876	1,266	1,516	945	538	4,166
185	93	33	27	15	5	2	-
1,279	1,290	806	1,017	1,119	677	565	-
506	295	116	69	31	11	9	2
3,576	4,159	2,875	2,607	2,163	1,553	2,559	4,261
186	78	35	20	15	6	4	1
1,277	1,028	899	765	998	843	1,179	921
120	95	39	19	10	2	3	1
850	1,381	958	739	730	282	833	3,340
200	122	42	30	6	3	2	-
1,449	1,750	1,019	1,103	435	427	547	-
632	309	83	67	27	7	11	-
4,457	4,290	1,970	2,464	1,815	814	3,091	-
77	25	7	8	4	1	2	-
524	367	162	270	311	120	644	-
274	144	38	33	17	4	8	-
1,937	1,959	909	1,239	1,118	462	2,235	-
195	110	30	23	6	2	-	-
1,354	1,545	709	840	387	232	-	-
86	30	8	3	-	-	1	-
641	419	190	116	-	-	212	-

## (2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：h a

区 分	総 数		公有林		私有林		備 考	
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積		
総数	(71) 80	(7,242) 8,273	(8) 8	(924) 924	(63) 72	(6,318) 7,349		
西部 森林 環境 事務所	管内総数	(29) 31	(3,464) 3,586	(6) 6	(681) 681	(23) 25	(2,783) 2,904	
	高崎市	(24) 25	(3,198) 3,277	(5) 5	(615) 615	(19) 20	(2,584) 2,662	
	安中市	(5) 6	(266) 309	(1) 1	(67) 67	(4) 5	(199) 242	
藤岡 森林 事務所	管内総数	(19) 22	(1,978) 2,585	(1) 1	(195) 195	(18) 21	(1,783) 2,390	
	藤岡市	(11) 12	(881) 1,055	(1) 1	(195) 195	(10) 11	(687) 860	
	上野村	(5) 6	(931) 937	(-) -	(-) -	(5) 6	(931) 937	
	神流町	(3) 4	(166) 593	(-) -	(-) -	(3) 4	(166) 593	
富岡 森林 事務所	管内総数	(23) 27	(1,801) 2,103	(1) 1	(48) 48	(22) 26	(1,752) 2,055	
	富岡市	(4) 5	(265) 330	(1) 1	(48) 48	(3) 4	(217) 282	
	下仁田町	(5) 6	(612) 750	(-) -	(-) -	(5) 6	(612) 750	
	南牧村	(12) 13	(812) 874	(-) -	(-) -	(12) 13	(812) 874	
	甘楽町	(2) 3	(111) 148	(-) -	(-) -	(2) 3	(111) 148	

- 注： 1 平成30年度末時点での認定状況。  
 2 市町村別の人数欄は、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載し、当該市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数を上段に（）書きで内数とした。  
 3 市町村別の面積欄は、人数欄の人数に対応する面積を記載し、人数欄の（）書きの人数に対応する面積を上段に（）書きで内数とした。  
 4 総数の欄の人数は市町村別内訳の合計でなく当該管内及び当該森林計画区の認定森林所有者等の数を記載。

## (3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：h a

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備 考	
	件数	面積	件数	面積		
総数	-	-	-	-		
西部 森林 環境 事務所	管内総数	-	-	-		
	高崎市	-	-	-	-	
	安中市	-	-	-	-	
藤岡 森林 事務所	管内総数	-	-	-	-	
	藤岡市	-	-	-	-	
	上野村	-	-	-	-	
	神流町	-	-	-	-	
富岡 森林 事務所	管内総数	-	-	-	-	
	富岡市	-	-	-	-	
	下仁田町	-	-	-	-	
	南牧村	-	-	-	-	
	甘楽町	-	-	-	-	

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤理事・職員数	出資金総数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考	
森 林 組 合	総 数		8,790	72	237,198	50,169		
	西 部 森 林 所	管内総数		2,859	18	75,622	14,076	
		高 崎 市	烏 川 流 域	1,860	9	51,518	8,570	
		安 中 市	碓 氷 川	999	9	24,104	5,506	
	藤 岡 森 林 所	管内総数		2,721	28	51,975	20,397	
		神 流 町	神 流 川	860	6	26,897	4,813	
		上 野 村	上 野 村	359	12	15,664	8,249	
		藤岡市、高崎市	多 野 東 部	1,502	10	9,414	7,335	
	富 岡 森 林 所	管内総数		3,210	26	109,601	15,696	
		下 仁 田 町	下 仁 田 町	1,409	15	79,870	8,937	
		南 牧 村	南 牧 村	853	6	24,430	3,780	
		富岡市、甘楽町	鎚 川 東 部	948	5	5,301	2,979	
	生 産 森 林 組 合	総 数		1,191	-	292,379	788	
		西 部 森 林 環 境 事 務 所	管内総数		672	-	182,760	609
高 崎 市			相 間	27	-	6,600	29	
			柏 木 山	291	-	12,870	81	
			島 山 相 吉	21	-	9,180	39	
			中 尾	27	-	27,810	29	
			木 ノ 下	23	-	17,500	35	
松 井 田 町			横 川	40	-	13,600	127	
			土 塩 中 組	37	-	4,760	15	
高 崎 市			権 田	206	-	90,440	254	
藤 岡 森 林 所			管内総数		24	-	14,750	37
		神 流 町	高 萩	24	-	14,750	37	
富 岡 森 林 事 務 所		管内総数		495	-	94,869	142	
		下 仁 田 町	馬 山	163	-	77,500	65	
		富 岡 市	上 丹 生	191	-	955	24	
		富 岡 市	上 高 尾	82	-	10,278	23	
		富 岡 市	下 高 尾	59	-	6,136	30	

注：平成30年度版森林組合現況表による。

## イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

区分	総数	西部森林環境事務所			藤岡森林事務所				富岡森林事務所				
		管内総数	烏川流域	碓氷川	管内総数	神流川	上野村	多野東部	管内総数	下仁田町	南牧村	鐺川東部	
部門別													
指導	収益	7,867	3,304	3,304	-	117	11	-	106	4,446	2,452	1,098	896
	費用	5,528	745	169	576	1,425	111	244	1,070	3,358	2,441	575	342
販売	収益	180,227	11,306	4,394	6,912	22,866	8,465	13,185	1,216	146,055	107,056	38,497	502
	費用	124,328	427	179	248	12,177	2,851	9,326	-	111,724	83,131	28,593	-
加工	収益	222,691	-	-	-	161,757	171	161,586	-	60,934	60,616	318	-
	費用	191,199	-	-	-	146,879	23	146,856	-	44,320	43,653	667	-
森林整備・利用	収益	1,012,515	277,219	155,932	121,287	319,935	57,276	61,856	200,803	415,361	228,958	104,781	81,622
	費用	638,174	136,904	81,192	55,712	233,798	37,115	53,386	143,297	267,472	140,606	75,329	51,537
金融	収益	270	10	10	-	12	-	-	12	248	8	-	240
	費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購買	収益	22,587	5,839	4,578	1,261	7,432	1,997	1,356	4,079	9,316	2,351	5,920	1,045
	費用	19,477	5,074	3,965	1,109	6,826	1,884	1,281	3,661	7,577	1,792	5,101	684
事業管理費	435,096	129,370	60,090	69,280	112,863	39,821	24,156	48,886	192,863	125,312	36,093	31,458	
収益	1,446,157	297,678	168,218	129,460	512,119	67,920	237,983	206,216	636,360	401,441	150,614	84,305	
費用	978,706	143,150	85,505	57,645	401,105	41,984	211,093	148,028	434,451	271,623	110,265	52,563	
事業総利益	32,355	25,158	22,623	2,535	-1,849	-13,885	2,734	9,302	9,046	4,506	4,256	284	

注：平成30年度版森林組合現況表による。

## (5) 林業事業体等の現況

単位：事業者数

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業			その他	
				うち 素材市売市場	製造業	チップ生産	その他		
総数	14	36	46	3	39	4	-	25	
西部森林環境事務所	管内総数	6	13	17	-	9	1	-	10
	高崎市	4	10	12	(-)	8	1	-	7
	安中市	2	3	5	(-)	1	-	-	3
藤岡森林事務所	管内総数	4	8	11	1	8	2	-	9
	藤岡市	3	6	11	(1)	7	2	-	8
	上野村	-	1	-	(-)	1	-	-	1
	神流町	1	1	-	(-)	-	-	-	-
富岡森林事務所	管内総数	4	15	18	2	22	1	-	6
	富岡市	1	4	6	(-)	5	1	-	2
	下仁田町	2	6	9	(2)	13	-	-	1
	南牧村	1	3	1	(-)	1	-	-	1
	甘楽町	-	2	2	(-)	3	-	-	2

注：平成30年度木材基本調査による。

(6) 林業労働力の概況

ア 林業後継者等

区 分		林研グループ			
		団体数	人数	摘 要	
総 数		6	73		
西部森林環境事務所	管内総数	3	37		
	高崎市	中室田町	1	19	
		箕郷町	1	4	
		倉渕町	1	14	
	安中市	松井田町	—	—	
藤岡森林事務所	管内総数	3	36		
	藤岡市	藤岡	1	8	
		保美濃山	1	22	
	神流町	平原	1	6	

注：平成30年度末資料による。

イ 森林組合における作業班の年齢階層別作業員数

単位：人

組合名		総数		30才未満		30～39		40～49		50～59		60才以上	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数		117	7	16	—	21	3	36	—	18	2	26	2
西部	管内総数	22	—	4	—	3	—	8	—	4	—	3	—
	烏川流域	12	—	2	—	1	—	3	—	3	—	3	—
	碓氷川	10	—	2	—	2	—	5	—	1	—	—	—
藤岡	管内総数	51	7	8	—	14	3	18	—	5	2	6	2
	神流川	9	—	1	—	5	—	3	—	—	—	—	—
	上野村	23	7	2	—	6	3	9	—	2	2	4	2
	多野東部	19	—	5	—	3	—	6	—	3	—	2	—
富岡	管内総数	44	—	4	—	4	—	10	—	9	—	17	—
	下仁田町	23	—	3	—	2	—	5	—	4	—	9	—
	南牧村	8	—	1	—	—	—	—	—	5	—	2	—
	鐺川東部	13	—	—	—	2	—	5	—	—	—	6	—

注：平成30年度版森林組合現況表による。

ウ 森林組合における作業班員の就業日数別作業員数

単位 実人員：人、延日数：日

組合名	総数		59日以下		60～149		150～209		210日以上		
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	
総数	124	26,932	5	66	13	1,400	15	2,726	91	22,740	
西部	管内総数	22	5,354	-	-	2	268	2	347	18	4,739
	烏川流域	12	2,891	-	-	1	134	1	160	10	2,597
	碓氷川	10	2,463	-	-	1	134	1	187	8	2,142
藤岡	管内総数	58	11,482	5	66	7	707	8	1,415	38	9,294
	神流川	9	1,535	1	5	2	166	1	154	5	1,210
	上野村	30	6,083	3	41	3	353	5	880	19	4,809
	多野東部	19	3,864	1	20	2	188	2	381	14	3,275
富岡	管内総数	44	10,096	-	-	4	425	5	964	35	8,707
	下仁田町	23	5,117	-	-	3	347	2	374	18	4,396
	南牧村	8	1,902	-	-	-	-	1	193	7	1,709
	鐺川東部	13	3,077	-	-	1	78	2	397	10	2,602

注：平成30年度版森林組合現況表による。

(7) 林業機械化の概況

機械種名	摘 要	単位	所 有 区 分 別 数 量								
			公有林	学校林	会社	森林組合	その他組合	林研グループ	集 落	個 人	合 計
ハーベスタ		台	1	-	2	3	-	-	-	-	6
タワーヤード		〃	1	-	-	2	-	-	-	-	3
スイングヤード		〃	-	-	3	8	1	-	-	-	12
フォーワーダ	積載式集材専用トラクタ	〃	1	-	12	12	3	-	-	-	28
プロセッサ		〃	-	-	6	6	1	-	-	-	13
スキッド	牽引式集材専用のトラクタ	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械以外の高性能林業機械	〃	-	-	1	2	1	-	-	-	4
索道重量式		セット	-	-	-	-	-	-	-	-	1
索道動力式		〃	-	-	-	1	-	-	-	-	3
小型集材機	動力10ps未満	台	-	-	11	1	-	-	-	-	3
大型集材機	動力10ps以上	〃	-	-	13	3	-	-	-	-	3
モノケーブル	ジグザグ集材施設	〃	-	-	1	-	-	-	-	-	1
リモコンウインチ		〃	-	-	5	8	-	-	-	-	13
自走式搬器		〃	-	-	2	4	-	-	-	-	2
モノレール	懸垂式を含む	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小型運材車	動力20ps未満	〃	-	-	7	4	-	-	-	-	2
小型運材車	動力20ps以上	〃	-	-	6	5	1	-	-	-	3
ホイールトラクタ	主として集材用	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	1
クローラトラクタ	〃	〃	-	-	5	-	-	-	-	-	5
育林用トラクタ	主として育林作業用	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フォークリフト		〃	-	-	17	9	-	-	-	-	1
フォークローダ		〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン等	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	3
クレーン付トラック		〃	-	-	14	4	-	-	-	-	2
トラクタショベル	搬出、育林等に係わる土工用	〃	2	-	2	-	-	-	-	-	4
バックホー	〃	〃	2	-	31	13	-	-	-	-	4
チェーンソー		〃	9	10	201	164	13	-	-	-	44
刈払機	携帯式刈払機	〃	26	25	132	135	15	-	-	-	22
植穴掘機		〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
動力枝打機	自動木登り式	〃	3	-	7	1	-	-	-	-	3
動力枝打機	上記以外のもの	〃	-	-	-	4	-	-	-	-	3
苗畑用トラクタ		〃	-	-	2	-	-	-	-	-	1
チェーンソーリモコン装置	リモコンチェーンソー架台	〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グラップル運材機能なし	グラップルローダ作業車	〃	1	-	42	7	-	-	-	-	2
グラップル運材機能あり	グラップルローダ付トラック	〃	-	-	5	6	-	-	-	-	1
樹木粉碎器	伐倒木等を粉碎する機械	〃	3	-	2	-	-	-	-	-	5

- 注：1 本表の林業機械は、主として伐採搬出（貯木場での作業を含む）、育林（苗木生産、地拵、植付、下刈、除伐等）に使用されるもの。（製材工場で使用されるものは含まない。）  
2 平成29年度において1日以上稼働したもので、平成30年3月31日現在保有しているもの。  
3 その他組合とは機械利用共同組合、素材生産組合等。

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：箇所、延長：m、密度m/ha

区 分		路線数累計	延長累計	密 度
総 数		45,821	1,681,643	21
西 部	管内総数	15,167	601,834	22
	高崎市	9,836	413,200	24
	安中市	5,331	188,634	20
藤 岡	管内総数	14,060	526,143	18
	藤岡市	4,698	233,736	23
	上野村	7,014	171,078	17
	神流町	2,348	121,329	15
富 岡	管内総数	16,594	553,666	21
	富岡市	2,457	102,303	25
	下仁田町	6,386	278,356	22
	南牧村	5,205	86,925	12
	甘楽町	2,546	86,082	33

注：平成30年度までの累計の実績である。

(9) その他

林産物の生産量

区 分	生しいたけ t	乾しいたけ t	なめこ t	えのきたけ t	ひらたけ t	ぶなしめじ t	まいたけ t	竹材 束
総 数	2,844	16	1,042	-	28	-	763	-
西部森林環境事務所	1,573	8	940	-	8	-	456	-
藤岡森林事務所	439	3	-	-	0	-	7	-
富岡森林事務所	832	5	102	-	19	-	300	-

区 分	桐材 m3	木炭 t	薪 t	タケノコ t	フキ t	フキノトウ t	ワラビ t	タラノメ t
総 数	97	36	6	3	2	5	7	4
西部森林環境事務所	64	4	6	1	2	5	6	2
藤岡森林事務所	33	25	-	-	-	-	0	2
富岡森林事務所	-	7	-	3	-	0	2	1

注：平成30年次の実績である。



## 4 前期計画の実行状況（過去5年間）

### （1）間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	220	820	1,040	203	910	1,113	92	111	107
針葉樹	130	820	950	150	910	1,060	115	111	112
広葉樹	90	—	90	53	—	53	59	—	59

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成27～令和元年度)の計画量である。  
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。  
 ただし、令和元年度の実行量は見込値である。

### （2）間伐面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
10,200	5,180	51

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成27～令和元年度)の計画量である。  
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。  
 ただし、令和元年度の実行量は見込値である。

### （3）人工造林・天然更新別面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

総 数			人工造林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,010	178	18	640	92	14	370	86	23

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成27～令和元年度)の計画量である。  
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。  
 ただし、令和元年度の実行量は見込値である。

#### (4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	68.2	12.2	18%	132.8	19.7	15%
うち林業専用道	31.4	8.4	27%	0.3	-	0%

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成27～令和元年度)の計画量である。  
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。  
 ただし、令和元年度の実行量は見込値である。

#### (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

##### ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	2015	227	11	9	10	111
水源涵養のための保安林	1085	52	5	-	0	-
災害防備のための保安林	806	175	22	9	10	111
保健、風致の保存等のための保安林	124	-	-	-	0	-

##### イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
-	-	-

##### ウ 治山事業の数量

単位 面積：ha、実行歩合：%

区分	面積（延長又は箇所数）		
	計 画	実 行	実行歩合
山地治山	78	94	121
総合治山	-	-	-
水源地域整備	4	3	75
保安林整備	30	43	143

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成27～令和元年度)の計画量である。  
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。  
 ただし、令和元年度の実行量は見込値である。

## (6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	-	-	-
	人工林	-	-	-
	天然林	-	-	-
保 育		-	-	-
伐 採	総 数	-	-	-
	主 伐	-	-	-
	間 伐	-	-	-
その他		-	-	-

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成27～令和元年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和元年度の実行量は見込値である。

## 5 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

### (1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：h a

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	原 野	住宅、別荘、 工場等建物敷 地及びその付 帯施設	道 路 敷	採石採土地	そ の 他 民 有 地	合 計
18	0	0	5	4	0	146	174

注：前計画の前半5ヶ年(平成27～令和元年度)での異動量である。

### (2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：h a

原 野	農 用 地	そ の 他 民 有 地	国 有 林 官行造林地	合 計
0	3	9	-	13

注：前計画の前半5ヶ年(平成27～令和元年度)での異動量である。

## 6 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：h a、材積：1,000m<sup>3</sup>、延長：km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総 数	1,060	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
		針葉樹	960	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
		広葉樹	100	130	130	130	130	130	130	130
	主伐	総 数	260	320	320	320	320	320	320	320
		針葉樹	160	190	190	190	190	190	190	190
		広葉樹	100	130	130	130	130	130	130	130
	間伐	総 数	800	970	970	970	970	970	970	970
		針葉樹	800	970	970	970	970	970	970	970
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-
造林面積	総 数	1,080	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	
	人工造林	770	950	950	950	950	950	950	950	
	天然更新	310	390	390	390	390	390	390	390	
林道開設延長		197	197	1179						

注：第1分期は令和2年度から5年間、第2分期は令和7年度から5年間、以下5年ごとの計画量である。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：h a、材積：1,000m<sup>3</sup>

区分		面積												材積
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21齢級 以上	
第I 分期	総数	81,992	283	884	2,417	4,328	9,169	19,957	26,093	10,699	4,064	2,485	1,614	30,902
	人工林	45,639	159	582	1,638	2,852	5,814	13,457	14,060	3,833	1,715	830	698	25,317
	育成単層林	45,140	154	557	1,489	2,765	5,807	13,382	13,973	3,797	1,707	825	685	25,145
	育成複層林	499	5	25	150	88	7	75	87	36	8	6	13	172
	天然林	36,354	124	302	779	1,476	3,355	6,500	12,033	6,866	2,349	1,654	917	5,585
	育成単層林	145	2	3	18	31	42	9	34	3	4	0	-	20
	育成複層林	41	-	-	1	0	2	11	16	4	4	-	1	6
天然生林	36,168	122	299	760	1,445	3,311	6,480	11,983	6,858	2,341	1,654	915	5,558	
第III 分期	総数	81,902	2,199	284	884	2,416	4,319	9,096	19,630	25,334	10,219	3,813	3,708	33,148
	人工林	45,679	1,094	160	582	1,638	2,847	5,779	13,265	13,685	3,664	1,605	1,360	27,496
	育成単層林	45,079	994	155	557	1,488	2,759	5,772	13,190	13,598	3,628	1,597	1,341	5,652
	育成複層林	600	100	5	25	150	88	7	75	87	36	8	19	238
	天然林	36,223	1,105	124	302	778	1,472	3,317	6,365	11,649	6,555	2,208	2,348	5,652
	育成単層林	151	6	2	3	18	31	42	9	34	3	4	0	23
	育成複層林	40	-	-	-	1	0	2	11	16	4	4	-	6
天然生林	36,033	1,099	122	299	759	1,441	3,273	6,345	11,599	6,548	2,200	2,348	5,623	
第V 分期	総数	81,753	3,077	2,199	284	884	2,409	4,284	8,943	19,055	24,190	9,594	6,834	33,407
	人工林	45,646	1,598	1,094	160	582	1,635	2,829	5,696	12,900	13,079	3,427	2,646	27,839
	育成単層林	44,926	1,478	994	155	557	1,485	2,741	5,689	12,825	12,992	3,391	2,619	5,568
	育成複層林	720	120	100	5	25	150	88	7	75	87	36	27	286
	天然林	36,107	1,479	1,105	124	302	774	1,455	3,247	6,155	11,111	6,167	4,188	5,568
	育成単層林	158	8	6	2	3	18	31	42	9	34	3	4	22
	育成複層林	40	-	-	-	-	1	0	2	11	16	4	4	7
天然生林	35,909	1,471	1,099	122	299	755	1,424	3,203	6,135	11,061	6,160	4,180	5,540	
第VII 分期	総数	81,518	4,093	3,077	2,199	284	882	2,389	4,212	8,675	18,182	22,648	14,877	32,521
	人工林	45,601	2,260	1,598	1,094	160	581	1,625	2,788	5,536	12,313	12,224	5,422	27,115
	育成単層林	44,737	2,116	1,478	994	155	556	1,475	2,700	5,529	12,238	12,137	5,359	5,406
	育成複層林	864	144	120	100	5	25	150	88	7	75	87	63	335
	天然林	35,917	1,833	1,479	1,105	124	301	764	1,424	3,139	5,869	10,424	9,455	5,406
	育成単層林	164	9	8	6	2	3	18	31	42	9	34	3	24
	育成複層林	35	-	-	-	-	-	1	0	2	11	16	4	6
天然生林	35,718	1,824	1,471	1,099	122	298	745	1,393	3,095	5,849	10,374	9,448	5,376	
第IX 分期	総数	81,156	5,048	4,093	3,077	2,198	284	874	2,350	4,087	8,276	17,000	33,869	30,987
	人工林	45,522	2,921	2,260	1,598	1,094	160	577	1,602	2,710	5,283	11,491	15,826	25,784
	育成単層林	44,485	2,748	2,116	1,478	994	155	552	1,452	2,622	5,276	11,416	15,676	5,203
	育成複層林	1,037	173	144	120	100	5	25	150	88	7	75	150	384
	天然林	35,634	2,127	1,833	1,479	1,104	124	297	748	1,377	2,993	5,509	18,043	5,203
	育成単層林	172	11	9	8	6	2	3	18	31	42	9	34	25
	育成複層林	31	-	-	-	-	-	-	1	0	2	11	16	3
天然生林	35,431	2,116	1,824	1,471	1,098	122	294	729	1,346	2,949	5,489	17,993	5,175	

注：第1分期は令和2年度、第3分期は令和12年度における資源量である。

(1) 年度別森林資源表 (県計)

単位 面積:ha、材積・成長量:1,000m<sup>3</sup>

区分 樹立年度 (樹立計画区)		総数	立木地									その他
			総数			人工林			天然林			
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
平成20年度 (吾妻)	面積	227,303	219,858	118,682	101,177	110,858	109,882	977	109,000	8,800	100,200	7,444
	材積	59,659	59,659	46,161	13,498	44,822	44,762	60	14,837	1,399	13,438	—
	成長量	1,012	1,012	846	166	840	836	4	172	10	162	—
平成22年度 (西毛)	面積	228,233	220,886	117,455	103,432	109,695	108,634	1,061	111,191	8,821	102,371	7,347
	材積	61,380	61,380	47,332	14,047	45,997	45,929	67	15,383	1,403	13,980	—
	成長量	962	962	798	165	792	788	4	170	10	161	—
平成23年度 (利根上流)	面積	228,591	221,239	117,372	103,867	109,654	108,516	1,138	111,585	8,856	102,729	7,353
	材積	62,121	62,121	47,869	14,252	46,503	46,432	71	15,617	1,437	14,181	—
	成長量	944	944	781	162	777	773	4	167	8	158	—
平成24年度 (利根下流)	面積	228,712	221,225	117,213	104,012	109,617	108,358	1,259	111,608	8,855	102,753	7,487
	材積	63,045	63,045	48,657	14,387	47,298	47,220	78	15,746	1,437	14,309	—
	成長量	923	923	762	160	758	754	4	164	8	156	—
平成25年度 (吾妻)	面積	228,741	221,237	117,217	104,020	109,719	108,362	1,356	111,518	8,855	102,663	7,504
	材積	63,738	63,738	49,206	14,532	47,849	47,765	84	15,889	1,441	14,448	—
	成長量	907	907	749	157	746	741	4	161	8	153	—
平成27年度 (西毛)	面積	228,889	221,367	117,265	104,102	109,833	108,409	1,423	111,535	8,856	102,679	7,522
	材積	65,437	65,437	50,655	14,783	49,308	49,214	94	16,129	1,441	14,688	—
	成長量	868	868	716	153	712	707	5	156	8	148	—
平成28年度 (利根上流)	面積	229,313	221,668	117,338	104,330	109,997	108,532	1,465	111,671	8,806	102,865	7,644
	材積	66,116	66,116	51,181	14,935	49,817	49,718	100	16,299	1,463	14,836	—
	成長量	854	854	704	150	701	696	5	154	9	145	—
平成29年度 (利根下流)	面積	229,339	221,596	117,323	104,273	110,039	108,514	1,525	111,557	8,809	102,749	7,743
	材積	67,026	67,026	51,995	15,031	50,642	50,531	111	16,384	1,464	14,920	—
	成長量	837	837	690	147	686	681	5	151	9	142	—
平成30年度 (吾妻)	面積	229,350	221,533	117,303	104,230	110,168	108,463	1,705	111,365	8,839	102,525	7,817
	材積	67,636	67,636	52,474	15,162	51,120	50,999	122	16,515	1,475	15,040	—
	成長量	822	822	677	145	675	669	6	147	9	139	—
令和2年度 (西毛)	面積	231,268	223,293	118,343	104,951	111,243	109,503	1,740	112,050	8,839	103,211	7,975
	材積	69,901	69,901	54,431	15,469	53,087	52,956	131	16,814	1,476	15,339	—
	成長量	799	799	658	141	656	650	6	144	9	135	—

注：県全体の森林資源量を、地域森林計画の樹立のあった年度毎に示したものである。